

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 12 月後期

(No. 500)

発行年月日：2024 年 1 月 9 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、12月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【代案】司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125973）
- 1-2 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（大統領令第33982号）
- 1-3 【公布】発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第33996号）
- 1-4 【公布】特許法施行令の一部改正令（大統領令第33997号）
- 1-5 【公布】実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第33998号）
- 1-6 【公布】意匠保護法施行令の一部改正令（大統領令第33999号）
- 1-7 【公布】商標法施行令の一部改正令（大統領令第34000号）
- 1-8 【公布】特許庁とその所属機関職制の施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第538号）
- 1-9 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第535号）
- 1-10 【公布】特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第536号）
- 1-11 【公布】実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第537号）

### 関係機関の動き

- 2-1 AIなど最新技術を採用した「デジタル特許審判システム」をオープン
- 2-2 韓国特許庁、「第1回特許基盤研究開発(IP-R&D)カンファレンス」を開催
- 2-3 審査官の力量強化に向けクイーン・メアリー(ロンドン大学)とIP教育の協力分野のMOUを締結
- 2-4 LG人工知能研究院と共同で構築した世界初「特許専用の大規模言語モデル」を公開する
- 2-5 2024年度の特許庁予算、7,017億ウォン国会で議決され
- 2-6 韓国特許庁、健康食品分野での知財権の虚偽表示503件を摘発
- 2-7 韓国特許庁、「知的財産専門人材育成の重点大学」への支援を全国に拡大

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中国当局と協力して中国国内で流通されている韓国アパレルブランドの模倣品約6千点を押収
- 3-2 技術・商標警察による捜査範囲が拡大…不正競争行為と実用新案権の侵害までを捜査する
- 3-3 KOTRA と海外での輸出企業の知財権保護強化に向けた業務協約を締結
- 3-4 韓国特許庁の技術警察、国家コア技術の海外流出防止の捜査で成果を上げ大統領賞を受賞
- 3-5 韓国特許庁、不正競争防止業務の有功者を褒賞
- 3-6 韓国特許庁と警察署、ICPO から紫手配書の発行を受け…産業財産権分野では世界初

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 12月21日からデザイン保護法施行規則の一部改正案が施行される

### その他一般

- 5-1 事故予防するIoT技術の特許出願件数が10年間年平均10.8%増加
- 5-2 半導体の生産性向上のカギとなる「自動搬送システム」の技術、韓国が特許出願増加率トップ

## 法律、制度関連

1-1 【代案】司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125973）

議案情報システム（2023.12.19.）

議案番号：2125973

提案日：2023年12月

提案者：法制司法委員長

### 1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者 (提出者)	発議日 (提出日)	審査経過
司法警察管理の職務を遂行する者とその	2105722	イ・チェイク 議員等10人	2020.11.25	－第384回国会（臨時会）第3次全体会議（2021.2.22.）に上程後、提案説明、検討報

職務範囲に関する法律の一部改正法律案				告、大体討論及び小委員会に回付
	2109887	ミン・ホンチ ョル議員等10 人	2021. 5. 3	－「国会法」第58条第4項に基づき法案審査第1小委員会に直接回付（2021. 7. 14）
	2121258	キム・ビョン ジュ議員等11 人	2023. 4. 11	－第410回国会（常会）第14次全体会議（2023. 12. 7.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付
	2124205	ハン・キホ議 員等10人	2023. 9. 4	－「国会法」第58条第4項に基づき法案審査第1小委員会に直接回付（2023. 12. 13）
	2124494	キム・ヨンベ 議員等13人	2023. 9. 15	－第410回国会（常会）第14次全体会議（2023. 12. 7.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付
	2105035	イ・チョルギ ユ議員等10人	2020. 11. 6	－第384回国会（臨時会）第3次全体会議（2021. 2. 22.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付
	2113981	ジョン・テホ 議員等11人	2021. 12. 20	－「国会法」第58条第4項に基づき法案審査第1小委員会に直接回付（2023. 12. 13.）
	2115121	イ・ウォンテ ク議員等10人	2022. 4. 6	－第410回国会（常会）第14次全体会議（2023. 12. 7.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付

イ. 第411回国会（臨時会）第1次法案審査第1小委員会（2023. 12. 14.）で上記8件の法律案を審査した結果、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案として提案することにした。

- ロ. 第411回国会（臨時会）第3次法制司法委員会（2023. 12. 19.）は小委員会の審査結果を受け入れて委員会の代案を提案することを議決する。

## 2. 代案の提案理由

現行法では、「刑事訴訟法」第245条の10に基づき森林、海事、転売、税務、軍捜査機関、その他特別な事項に関して司法警察管理の職務を行う特別司法警察管理とその職務の範囲を定めている。

現行法では、森林庁・特許庁・兵務庁等の所属公務員に対して司法警察権を付与しそれぞれ「木材の持続可能な利用に関する法律」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「兵役法」等関連法律に含まれた犯罪に対して捜査を認めているが、関連法律の改正により犯罪が追加されるか実務的に捜査の連携が必要な犯罪等に関して現行法上、特別司法警察管理の職務範囲に含まれておらず、捜査に困難を抱えている。

したがって、現行法上、森林庁・特許庁・兵務庁の特別司法警察管理の指名対象者とその職務範囲を拡大して特別司法警察管理が円滑に職務を行うことができるようにすることで犯罪捜査の専門性と効率性の向上に寄与する目的である。

## 3. 代案の主要内容

- イ. 森林特別司法警察管理の指名対象者に未利用の森林バイオマスに関する取締事務に従事する公務員を追加する（案第5条第5号から7号まで、第6条第5号ロ目）。
- ロ. 特許庁の特別司法警察管理の指名対象者に対し実用新案権・専用実施権の侵害に対する取締事務に従事する公務員を追加し、その職務範囲に「実用新案法」で定める実用新案権・専用実施権の侵害、不正競争行為の中の営業主体誤認混同及び識別力の損傷行為、データの技術的保護措置の無力化行為に関する犯罪を追加する一方、営業秘密の取得・使用・漏洩に限られていた指名対象者とその職務範囲を営業秘密侵害行為の全般に拡大し営業秘密侵害罪に関わる未遂罪、予備・陰謀罪、両罰規定までを追加する（案第5条第38号の2及び第6条第35号・第35号の2）。
- ハ. 兵務庁の特別司法警察管理の指名対象者に兵役忌避・減免の目的の逃亡・行方不明、兵役判定検査等の不履行、兵役忌避・減免等に関する情報の掲載・流通禁止違反、徴・召集への不応に対する取締事務に従事する公務員を追加し、その職務範囲に該当する犯罪を定める（案第5条第41号及び第6条第38号）。

法律第           号

### 司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部を次のように改正

する。

第5条第5号及び第6号中「経営事務及び木材製品の規格・品質の取締事務」をそれぞれ「経営事務、木材製品の規格・品質の取締事務及び未利用の森林バイオマスに関する取締事務」にし、同条第7号中「保護事務及び木材製品の規格・品質の取締事務」を「保護事務、木材製品の規格・品質の取締事務及び未利用の森林バイオマスに関する取締事務」にし、同条第38条の2中「営業秘密の取得・使用・漏洩及び意匠権・専用実施権の侵害」を「営業秘密の侵害、意匠・専用実施権及び実用新案権・専用実施権の侵害」にし、同条第41号『兵役法』で定める兵役忌避・減免の目的の身体損傷やごまかし等の行為に対する取締事務と兵役判定検査又は身体検査の事務」を『兵役法』第86条、第87条、第87条の2及び第88条第1項（同項第4号に該当する場合は除外する）に関する取締事務」に改める。

第6条第5号ロ目中「事務」を「事務及び未利用の森林バイオマスに関する取締事務」にし、同条第35号中「同法の第2条第1号イ目」を「同法の第2条第1号1目、ロ目及びハ目」にし、同条第35号の2を次のように改め、同条第38号中『兵役法』第86条で定める兵役忌避・減免の目的の身体損傷やごまかし等の行為に関する犯罪と同法の第87条第1項で定める兵役判定検査又は身体検査に関する犯罪」を『兵役法』第86条、第87条、第87条の2及び第88条第1項（同項第4号に該当する場合は除外する）で定める犯罪」に改める。

35の2. 第5条第38号の2で定める者の場合は、次の各目の犯罪

- イ. 「特許法」で定める特許権又は専用実施権の侵害に関する犯罪
- ロ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号リ目で定める商品形態の模倣及び第2条第1号ル目4)で定めるデータ保護のための技術的保護措置を無力化する行為等、不正競争行為に関する犯罪
- ハ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第18条第1項・第2項、第18条の2及び第18条の3で定める営業秘密侵害に関する犯罪とそれに関連する同法の第19条で定める犯罪
- ニ. 「デザイン保護法」で定める意匠権又は専用実施権の侵害に関する犯罪
- ホ. 「実用新案法」で定める実用新案権又は専用実施権の侵害に関する犯罪

## 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。ただし、第5条第38号の2及び第6条第35号・第35号の2の改正規定は公布した日から施行する。

1-2 【公布】特許庁とその所属機関職制の一部改正令（大統領令第33982号）

電子官報（2023.12.19.）

国務会議の審議を経た特許庁とその所属機関職制の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年12月19日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼行政安全部長官 イ・サンミン

大統領令第33982号

### 特許庁とその所属機関職制の一部改正令

特許庁とその所属機関職制の一部を次のように改正する。

別表1中、総計「1,607」を「1,592」にし、一般職計「1,605」を「1,590」にし、3級又は4級以下「1,589」を「1,574」に改める。

別表2中、総計「199」を「198」にし、一般職計「199」を「198」にし、3級又は4級以下「187」を「186」に改める。

### 附 則

第1条（施行日）この令は、2023年12月28日から施行する。

第2条（定員に関する経過措置）この令の施行により減縮する特許庁の定員15名（5級9名、6級4名、8級1名、9級1名）と特許庁所属機関の定員1名（6級1名）に該当する超過現員がいる場合、その超過する現員がこの令に基づく定員と一致するまでそれに相応する定員が特許庁とその所属機関にそれぞれ在籍していることとみなす。

### 改正理由及び主要内容

部処横断的に人員を統合して効率よく管理するための統括活用定員制の運営計画に基づいて国政課題・政策懸案等の推進のための人材活用を目的に特許庁の定員15名（5級9名、6級4名、8級1名、9級1名）と特許庁の所属機関であるソウル事務所の定員1名（6級1名）をそれぞれ減縮する。

<法制処提供>

1-3 【公布】発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第33996号）

電子官報（2023.12.19.）

国務会議の審議を経た発明振興法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年12月19日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 バン・ムンギョ

大統領令第 33996 号

### 発明振興法施行令の一部改正令

発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第9条の5第1項中「3年」を「4年」に改める。

第28条の6から第28条の8までをそれぞれ第28条の7から第28条の9までに改め、第28条の6を次のように新設する。

第28条の6（準備金の積立・運用）①特許庁長や受託機関は、法律第50条の6に基づく準備金（以下「準備金」とする）を共済賦金の総合100分の5の範囲で計上し、これを別途積み立てるべきである。

②準備金は次の各号の用途として使用すべきである。

1. 共済賦金の元利金の支給
2. 第28条の3第1項第1号に基づく貸出
3. 経営資金の貸出
4. その他、特許庁長が特許共済事業のために必要だと認める用途

③第1項及び第2項で定める事項外に準備金の積立・運用に必要な細部事項については特許庁長が定めて告示する。

### 附 則

第1条（施行日）この令は、2023年12月21日から施行する。

第2条（知的財産経営認定の有効期限に関する適用例）第9条の5第1項の改正規定は、この令の施行当時、知的財産経営認定の有効期限が終了していない場合にも適用する。

### 改正理由及び主要内容

特許共済事業を効率的に運営するために特許庁長や特許共済事業の委託を受けた機関又は団体は、決算期ごとに将来に支給する還付金を充当するための準備金を計上し、これを別途積立・運営するように改める内容の「発明振興法」の改正（法律第19495号、2023年6月20日公布、12月21日施行）により、特許庁長や特許共済事業の委託を受けた機関又は団体は準備金を共済賦金の総合100分の5の範囲で計上し、準備金は共済賦金の元利金の支給等の用途として使用する等、法律上委任されて事項とその施行において必要な事項を定める一方、

知的財産経営認定に関する中小企業の負担を緩和するために知的財産経営認定の有効期限を「3年」から「4年」に延長する目的である。

<法制処提供>

1-4 【公布】特許法施行令の一部改正令（大統領令第33997号）

電子官報（2023.12.19.）

国務会議の審議を経た特許法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年12月19日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 バン・ムンギョ

大統領令第33997号

**特許法施行令の一部改正令**

特許法施行令の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号イ目中「代理人の改任」を「代理人を変えること」にし、「改任された」を「交替された」にし、同号ロ目中「法律第15条第1項又は第2項」を「法律第15条第2項」に、「審判の請求期間又は特許」を「特許」にし、同号カ目中「特許拒絶決定（拒絶査定）」を「特許決定又は特許拒絶決定」にし、同号タ目からラ目までをそれぞれレ目からム目までにし、同号にタ目を次のように新設する。

タ．法律第132条の17に基づく特許拒絶決定に対して不服する審判を請求した場合には、法律第67条第2項に基づく特許拒絶決定の謄本を送達された日から法律132条の17に基づく審判を請求（法律第15条第1項に基づき出願人の請求により審判の請求期間が



延長された場合を含む) した日までの期間  
第9条第1項第11号及び第12号をそれぞれ削除し、同条第2項第1号ロ目中「『災難及び安全管理基本法』の第73条の4」を「『災難安全産業振興法』の第16条」に改める。  
第19条第2項第4号中「分割出願」を「分割出願、分離出願」にし、同条第3項第7号中「変更出願又は分割出願」を「分割出願、分離出願又は変更出願」に改める。

## 附 則

第1条(施行日) この令は、2024年1月1日から施行する。

第2条(出願人により遅延された期間に関する適用例) ①第7条の2第1項第1号カ目の改正規定はこの令の施行以降、法律第67条の2第1項の本文に基づく再審査を請求する場合から適用する。

②第7条の2第1項第1号タ目の改正規定はこの令の施行以降、法律第132条の17に基づく特許拒絶決定に対して不服する審判を請求する場合(この令の施行前に法律15条第1項に基づき出願人の請求により審判の請求期間が延長された場合は除外する)から適用する。

第3条(出願人により遅延された期間に関する経過措置) この令の施行前に法律15条第1項に基づき出願人が審判の請求期間の延長を請求した場合には第7条の2第1項第1号ロ目の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第4条(優先審査の対象に関する経過措置) この令の施行前に優先審査を申請した特許出願に関しては第9条第1項第11号及び第12号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

## 改正理由及び主要内容

特許出願の優先審査申請の急増により、専門機関に先行技術の調査を依頼した場合等緊急に処理する必要性が低くなった場合を優先審査の対象から除外して優先審査が至急な分野の支援を強化し、特許出願人による審査手続きの遅延を防止するために、特許決定の謄本を送達された日から特許庁長が再審査に基づく登録有無の決定をした日までの期間と特許拒絶決定の謄本を送達された日から特許拒絶決定に対して不服する審判を請求した日までの期間を出願人により特許権の設定登録が遅延された期間とみなし、それぞれの期間を特許権の存続期間が延長される期間から除外し、分離出願する場合、関連事項

を特許公報に掲載する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

1-5 【公布】 実用新案法施行令の一部改正令（大統領令第 33998 号）

電子官報（2023. 12. 19.）

国務会議の審議を経た実用新案法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 12 月 19 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 バン・ムンギョ

大統領令第 33998 号

### 実用新案法施行令の一部改正令

実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第5条第12号及び第13号をそれぞれ削除する。

第6条の2第1項第1号イ目中「代理人の改任」を「代理人を変えること」に、「改任された」を「交替された」にし、同号ロ目中「『特許法』の第15条第1項又は第2項」を「『特許法』の第15条第2項」に、「審判の請求期間又は実用新案登録」を「実用新案登録」にし、同号カ目中「実用新案登録拒絶決定（拒絶査定）」を「実用新案登録決定又は実用新案登録拒絶決定」にし、同号タ目からラ目までをそれぞれレ目からム目までに改め、同号にタ目を次のように新設する。

タ. 法律第33条に基づき準用する「特許法」の第132条の17に基づく実用新案登録拒絶決定に対して不服する審判を請求した場合には、法律第15条に基づき準用する「特許法」の第67条第2項に基づく実用新案登録拒絶決定の謄本を送達された日から法律第33条に基づき準用する「特許法」の第132条の17に基づく審判を請求（法律第3条に基づき準用する「特許法」の第15条第1項に基づき出願人の請求により審判の請求期間が延長された場合を含む）した日までの期間

第7条第2項第4号及び同条第3項第5号中「変更出願又は分割出願」をそれぞれ「分割出願、分離出願又は変更出願」に改める。

## 附 則

第 1 条（施行日） この令は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（出願人により遅延された期間に関する適用例） ①第 6 条の 2 第 1 項第 1 号カ目の改正規定はこの令の施行以降、法律第 15 条に基づき準用する「特許法」の第 67 条の 2 第 1 項の本文に基づく再審査を請求する場合から適用する。

②第 6 条の 2 第 1 項第 1 号タ目の改正規定はこの令の施行以降、法律第 33 条に基づき準用する「特許法」の第 132 条の 17 に基づく実用新案登録拒絶決定に対して不服する審判を請求する場合（この令の施行前に法律 3 条に基づき準用する「特許法」の第 15 条第 1 項に基づき出願人の請求により審判の請求期間が延長された場合は除外する）から適用する。

第 3 条（優先審査の対象に関する経過措置） この令の施行前に優先審査を申請した実用新案登録出願に関しては第 5 条第 12 号及び第 13 号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第 4 条（出願人により遅延された期間に関する経過措置） この令の施行前に法律第 3 条に基づき準用する「特許法」の第 15 条第 1 項に基づき出願人が審判の請求期間の延長を請求した場合には第 6 条の 2 第 1 項第 1 号ロ目の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

## 改正理由及び主要内容

実用新案登録出願の優先審査申請の急増により、専門機関に先行技術の調査を依頼した場合等緊急に処理する必要性が低くなった場合を優先審査の対象から除外して優先審査が至急な分野の支援を強化し、実用新案登録出願人による審査手続きの遅延を防止するために、実用新案登録決定の謄本を送達された日から特許庁長が再審査に基づく実用新案登録有無の決定をした日までの期間と実用新案登録拒絶決定の謄本を送達された日から実用新案登録拒絶決定に対して不服する審判を請求した日までの期間を出願人により実用新案権の設定登録が遅延された期間とみなし、それぞれの期間を実用新案権の存続期間が延長される期間から除外し、分離出願する場合、関連事項を実用新案公報に掲載する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

国務会議の審議を経た意匠保護法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 12 月 19 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 バン・ムンギョ

大統領令第 33999 号

### 意匠保護法施行令の一部改正令

意匠保護法施行令の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改め、同条第8号中「国家の新技术開発支援事業又は品質認定事業」を「『国家研究開発革新法』に基づく国家研究開発事業」にし、同条第11号及び第13号をそれぞれ削除する。

2. 「気候危機対応に向けたカーボンニュートラル・グリーン成長の基本法」に基づくグリーン技術と直接関係する意匠登録出願

第10条第2項第10号二目を次のように新設する。

二. 法律第51条、第51条の2又は第51条の3に基づき意匠登録出願されて登録された意匠の場合：優先権主張に関する事項

第10条第3項第10号二目を次のように新設する。

二. 法律第51条、第51条の2又は第51条の3に基づく意匠登録出願の場合：優先権主張に関する事項

### 附 則

第 1 条（施行日）この令は、2023 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第 6 条第 11 号及び第 13 号の改正規定は 2024 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（優先審査の対象に関する経過措置）附則第 1 条のただし書に基づく施行日の前に優先審査を申請した意匠登録出願に関しては第 6 条第 11 号及び第 13 号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

## 改正理由及び主要内容

条約に基づく意匠登録出願と関連して優先権を主張する者が正当な理由により優先権主張の期間を守らなかった場合に、優先権主張の期間を延長できるように改める等の内容の「意匠保護法」の改正（法律第 19495 号、2023 年 6 月 20 日公布、12 月 21 日施行）により、優先権主張の期間を延長した事項を登録意匠公報と公開意匠公報に掲載し、意匠登録出願の優先審査を迅速化するため、緊急に審査する必要性が低い場合には優先審査の対象から除外する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

1-7 【公布】商標法施行令の一部改正令（大統領令第 34000 号）

電子官報（2023.12.19.）

国務会議の審議を経た商標法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 12 月 19 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 バン・ムンギョ

大統領令第 34000 号

## 商標法施行令の一部改正令

商標法施行令の一部を次のように改正する。

第12条第8号を削除する。

## 附 則

第 1 条（施行日）この令は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（優先審査の対象に関する経過措置）この令の施行前に優先審査を申請した商標登録出願に関しては第 12 条第 8 号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

## 改正理由及び主要内容

商標登録出願の優先審査申請の急増により専門機関に先行商標調査を依頼して商標登録出願の審査を要請する場合等、緊急に処理する必要性が低い場合を優先審査の対象から除外することで優先審査が至急な分野の支援を強化する目的である。

<法制処提供>

1-8 【公布】特許庁とその所属機関職制の施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第538号）

電子官報（2023.12.19.）

産業通商資源部令第538号

特許庁とその所属機関職制の施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年12月19日

産業通商資源部長官

### 特許庁とその所属機関職制の施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関職制の施行規則の一部を次のように改正する。

別表1中、総計「1,607」を「1,592」にし、一般職計「1,605」を「1,590」にし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「794」を「785」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「410」を「406」に、行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記又は放送通信書記「35」を「34」に、事務運営書記補「28」を「27」に改める。

別表2中、総計「1,607」を「1,592」にし、一般職計「1,605」を「1,590」にし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「833」を「824」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「370」を「366」に、行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記又は放送通信書記「33」

を「32」に、事務運営書記補「28」を「27」に改める。

別表7中、総計「21」を「20」にし、一般職計「21」を「20」にし、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「5」を「4」に改める。

別表8中、総計「22」を「21」にし、一般職計「22」を「21」にし、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「5」を「4」に改める。

別表9ロ目1) から6) までの評価期間欄の中「2023年12月31日」をそれぞれ「2024年12月31日」に改める。

## 附 則

この規則は、2023年12月28日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

部処横断的に人員を統合して効率よく管理するための統括活用定員制の運営計画に基づいて国政課題・政策懸案等の推進のための人材活用を目的に特許庁の定員 15 名（5 級 9 名、6 級 4 名、8 級 1 名、9 級 1 名）と特許庁の所属機関である特許庁ソウル事務所の定員 1 名（6 級 1 名）をそれぞれ減縮する内容の「特許庁とその所属機関職制」の改正（大統領令第 33982 号、2023 年 12 月 19 日公布、2023 年 12 月 28 日施行）により変更される事項を反映する一方、

特許庁が不正競争行為、商標権・特許権・意匠権の侵害及び営業秘密の侵害行為の取り締まり業務を行うために増員した評価対象の定員 5 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 4 名）、特許の審査業務を行うために増員した評価対象の定員 34 名（4 級又は 5 級 10 名、6 級 24 名）及び商標・意匠の審査業務を行うために増員した評価対象の定員 14 名（4 級又は 5 級 1 名、6 級 13 名）の評価期間をこれまでの評価結果に基づきそれぞれ 2023 年 12 月 31 日までから 2024 年 12 月 31 日までに 1 年延長する目的である。

1-9 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 535 号）

電子官報（2023. 12. 21.）

産業通商資源部令第 535 号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年12月21日

産業通商資源部長官

### デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第23条第1項及び第2項中「第36条第2項」をそれぞれ「第36条第1項」に改める。

第34条各号外の部分の本文中「法律第36条第2項」を「法律第36条第1項」に改める。

第68条第3項中「書類」を「書類（特許庁長が告示した物品目録の名称でデザイン登録証を申請する場合は除外する）」に、「提出するべき」を「提出すべき」に改める。

第102条を削除する。

別表2の第2号を次のようにする。

2. 図面に関する説明：図面（写真又は見本を含む。以下、同号では同一である）に関する説明が必要な場合には各図面別説明

（例文）図面1はこのデザインの全体的な形態を表現する図面であり、図面2はこのデザインの表面を表現する図面であり、裏面は表面と同一であり、図面3はこのデザインの上面を表現する図面であり、図面4はこのデザインの下の部分からみた全体的な形態を表現する図面であり、図面9は図面5のAからA'までの部分の切断面を表現する図面である。

別表2の第3号の（例文）及び同表の第4号の（例文）中「図面1.1」をそれぞれ「図面1」にし、同表の第9号の（例文）中「図面A1.1から図面A1.7まで」を「図面A1から図面A7まで」に、「図面B1.1から図面B1.7まで」を「図面B1から図面B7まで」にし、

「同表の第10号の（例文）中「図面A1.1から図面A1.7まで」を「図面A1から図面A7まで」に、「図面B1.1から図面B1.7まで」を「図面B1から図面B7まで」に改める。

別紙第1号書式の裏面の記載方法の第8号ハ目1)の[例]外の部分及び同目2)の[例]外の部分中「第36条第2項」をそれぞれ「第36条第1項」に改める。

別紙第2号書式の裏面の記載方法の第8号ハ目3)の[例1]、[例2]及び[例3]をそれぞれ次のように改める。

[例1]【補正対象の項目】図面1

【補正方法】訂正

【補正内容】



訂正した  
図面 1

[例 2] 【補正対象の項目】 参考図面 3

【補正方法】 追加

【補正内容】

追加した  
参考図面 3

[例 3] 【補正対象の項目】 参考部面 1

【補正方法】 削除

別紙第 2 号書式の裏面の記載方法の第 8 号ハ目 7) を次のようにすう。

7) 図面を出願したが、デザインの内容を十分説明するために複数セットの図面が必要な場合（動く物、開ける物等のデザインとして変化前後の状態をそれぞれの図面に表現する場合等）には新しく追加する図面には従前の図面と区別できるよう次の例のように図面 B に区別して【図面 B1】、【図面 B2】、【図面 B3】…順で書き、【デザインの説明】欄に「変化前の状態の図面は別途アルファベットの文字がない図面 1 から図面 7 までであり、変化後の状態の図面は図面 B1、図面 B2、図面 B3…等に表示する」と説明する方法で複数セットの図面間の区分基準を明示します。

[例 1] 新しいセットの図面が追加される場合

【補正対象の項目】 図面 B1

【補正方法】 追加

【補正内容】

追加した  
図面 B1

[例 2] 従前の図面の一部が修正されて新しいセットの図面が追加される場合

【補正対象の項目】 図面 1

【補正方法】 訂正

【補正内容】

訂正した  
図面 1

【補正対象の項目】 図面 B1

【補正方法】 追加

【補正内容】

追加した  
図面 B1

別紙第 2 号書式の裏面の記載方法の第 12 号ハ目 1) の [例] 外の部分及び同目 2) 外の部分中「第 36 条第 2 項」をそれぞれ「第 36 条第 1 項」にし、同号へ目を次のようにする。

へ. 図面を 3 次元モデリング (Modeling) ファイル形式で提出する場合には IGES (Initial Graphic Exchange Specification 又は IGS)、OBJ (Object file format)、STEP (Standard for the Exchange of Product Data 又は STP) 又は STL (Stereo Lithography) 形式のファイルを使用することができます。

別紙第 2 号書式の裏面の記載方法の第 12 号リ目の表中、平面、立体、画像デザイン、物品の部分に表現された画面デザイン欄を次のようにする。

平面、立体、 画像デザイン、 物品の部分に表現 された画面 デザイン	図面	2D 画像ファイルの提出 (TIFF, JPEG)、 3D モデリングファイルの 提出 (IGES, OBJ, STEP, STL)、 2D 画像ファイルと 3D モデ リングファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STE, STL)	→	2D 画像ファイル (TIFF, JPEG)	許容
				3D モデリングファイル (IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
				動 画 フ ァ イ ル (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	不可
				2D 画像ファイルと 3D モデリン グ ファ イ ル の 混 合 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL )	許容
	参 考 図面	2D 画像ファイルの提出 (TIFF, JPEG)、 3D モデリングファイルの 提出 (IGES, OBJ, STEP, STL)、 動 画 フ ァ イ ル の 提 出	→	2D 画像ファイル (TIFF, JPEG)	許容
				3D モデリングファイル (IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
				動 画 フ ァ イ ル (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF,	許容

	(SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)、 2D 画像ファイルと 3D モデリングファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL)、 2D 画像ファイルと動画ファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)、 3D モデリングファイルと動画ファイルの混合提出 (IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)、 2D 画像ファイル、3D モデリングファイル及び動画ファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	AVI)	
		2D 画像ファイルと 3D モデリングファイルの混合 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
		2D 画像ファイルと動画ファイルの混合 (TIFF, JPEG, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
		3D モデリングファイルと動画ファイルの混合 (IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
		2D 画像ファイル、3D モデリングファイルと動画ファイルの混合 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容

別紙第 3 号書式の表面の中「【部分デザインの有無】(【画像デザインの用途】)」を「【部分デザインの有無】」にし、同書式の裏面の記載方法の第 13 号を削除し、同記載方法の第 19 号二目 1) の [例] 外の部分及び同目 2) の [例] 外の部分中「第 36 条第 2 項」をそれぞれ「第 36 条第 1 項」にし、同号チ目を次のようにする。

チ. 図面を 3 次元モデリング (Modeling) ファイルの形式で提出する場合には IGES (Initial Graphic Exchange Specification 又は IGS)、OBJ (Object file format)、STEP (Standard for the Exchange of Product Data 又は STP) 又は STL (Stereo Lithography) 形式のファイルを使用することができます。

別紙第 3 号書式の裏面の記載方法の第 19 号又目 (1) の表中、平面、立体、画像デザイ

ン、物品の部分に表現された画面デザインを次のようにする。

平面、立体、画像 デザイン、物品の 部分に表現され た画面デザイン	図面	2D 画像ファイルの提出 (TIFF, JPEG)	許容
		3D モデリングファイルの提出 (IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
		動画ファイルの提出 (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	不可
		2D 画像ファイルと 3D モデリングファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
	参考 図面	2D 画像ファイルの提出 (TIFF, JPEG)	許容
		3D モデリングファイルの提出 (IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
		動画ファイルの提出 (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
		2D 画像ファイルと 3D モデリングファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
		2D 画像ファイルと動画ファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
		3D モデリングファイルと動画ファイルの混合提出 (IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
2D 画像ファイル、3D モデリングファイルと動画ファイル の混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容		

別紙第 3 号書式の裏面の記載方法の第 19 号又目 (2) の表中、平面、立体、画像デザイン、物品の部分に表現された画面デザイン欄を次のようにする。

別紙第 4 号書式の表面を別紙のようにし、同書式の裏面の記載方法の第 1 号ホ目 3) 中「【図面○.○】」を「【図面○】」にし、同目 4) を次のようにする。

4) 図面の記載順番はデザインの全体的な形態と創作内容を最も表現できる図面を優先順位にし、【図面 1】、【図面 2】、【図面 3】…の順に書きます。

その以外にデザインの用途等に対する理解を深めるために参考図面が必要な場合は、使用状態図等を【参考図面 1】、【参考図面 2】、【参考図面 3】…の順に識別項目を設けて書くが、その図面の名称は次の [例] のように【参考図面○】欄の次の行に書きます。

[例] 【参考図面 1】

## 使用状態図

該当図面 内容
------------

別紙第4号書式の裏面の記載方法の第1号ホ目5)を次のようにする。

5) デザインの内容を十分表現するために複数セットの図面が必要な場合（動く物、開ける物等の形態が変化するデザインとして変化前・後の状態をそれぞれ図面に表現する場合等）には次の例のように各図面の識別項目名にアルファベットの大文字（A、B…順）を書いて区分し、【デザインの説明】欄にデザインについての通常の説明を記入した上で、「変化前の状態の図面は図面 A1 から図面 A7 までであり、変化後の状態の図面は図面 B1 から図面 B7 まで」と説明する方法でその区分基準を明示します。この場合、画像デザイン及び物品の部分に表現された画面デザインの出願は複数セットの図面が必要な場合でも各図面の識別項目名をアルファベットの大文字で区分せず、4)の方法で提出することができます。

[例] 【物品類】

【デザインの対象となる物品】

【デザインの説明】

【デザインの創作内容の要点】

【図面 A1】

【図面 A2】

【図面 A3】

【図面 A4】

【図面 A5】

【図面 A6】

【図面 A7】

【参考図面 A1】

【参考図面 A2】

【図面 B1】

【図面 B2】

【図面 B3】

【図面 B4】

平面、立体、 画像デザイン、 物品の 部分に表現 された画面 デザイン	図面	2D 画像ファイルの提出 (TIFF, JPEG)、 3D モデリングファイルの 提出(IGES, OBJ, STEP, STL)、 2D 画像ファイルと 3D モデ リングファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STE, STL)	→	2D 画像ファイル(TIFF, JPEG)	許容
				3D モデリングファイル (IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
				動 画 フ ァ イ ル (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	不可
				2D 画像ファイルと 3D モデリン グ ファ イ ル の 混 合 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL )	許容
	参 考 図面	2D 画像ファイルの提出 (TIFF, JPEG)、 3D モデリングファイルの 提出(IGES, OBJ, STEP, STL)、 動 画 フ ァ イ ル の 提 出 (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)、 2D 画像ファイルと 3D モデ リングファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP , STL)、 2D 画像ファイルと動画フ ァ イ ル の 混 合 提 出 (TIFF, JPEG, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)、 3D モデリングファイルと 動画ファイルの混合提出 (IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)、 2D 画像ファイル、3D モデリ	→	2D 画像ファイル(TIFF, JPEG)	許容
				3D モデリングファイル (IGES, OBJ, STEP, STL)	許容
				動 画 フ ァ イ ル (SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
				2D 画像ファイルと 3D モデリン グファイルの混合 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL )	許容
				2D画像ファイルと動画ファイル の混合 (TIFF, JPEG, SWF, MPEG, WMV, Anim ated GIF, AVI)	許容
				3Dモデリングファイルと動画フ ァ イ ル の 混 合 (IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)	許容
2D 画像ファイル、3D モデリン グファイルと動画ファイルの混合 (IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG,	許容				

		ングファイル及び動画ファイルの混合提出 (TIFF, JPEG, IGES, OBJ, STEP, STL, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF, AVI)		WMV, Animated GIF, AVI)	
--	--	---	--	-------------------------	--

【図面 B5】

【図面 B6】

【図面 B7】

【参考図面 B1】

【参考図面 B2】

別紙第 4 号書式の裏面の記載方法の第 2 号ロ目 1) の [例 1] 中「図面 1.1」を「図面 1」に、「図面 1.2」を「図面 2」に、「図面 1.3」を「図面 3」に、「図面 1.4」を「図面 4」に、「図面 1.5」を「図面 5」に、「図面 1.6」を「図面 6」に、「図面 1.7」を「図面 7」にし、同目 1) の [例 2] 中「図面 1.1」を「図面 1」に、「図面 1.2」を「図面 2」にし、同目 1) の [例 3] 中「図面 1.8」を「図面 8」に、「図面 1.3」を「図面 3」に、「図面 1.9」を「図面 9」に、「図面 1.4」を「図面 4」にし、同目 2) の [例] 中「参考図面 1.1」を「参考図面 1」に改める。

別紙第 4 号書式の裏面の記載方法の第 2 号ハ目 2) の [例] 中「図面 A1.1 から図面 A1.7 まで」を「図面 A1 から図面 A7 まで」に、「図面 B1.1 から図面 B1.7 まで」を「図面 B1 から図面 B7 まで」に改める。

別紙第 4 号書式の裏面の記載方法の第 2 号ヘ目の [例] 中「図面 A1.1 から図面 A1.7 まで」を「図面 A1 から図面 A7 まで」に、「図面 B1.1 から図面 B1.7 まで」を「図面 B1 から図面 B7 まで」に、「図面 C1.1 から図面 C1.7 まで」を「図面 C1 から図面 C7 まで」に改める。

別紙第 4 号書式の裏面の記載方法の第 4 号ハ目を次のようにする。

ハ. 図面を 3 次元モデリング (Modeling) ファイルの形式で提出する場合には IGES (Initial Graphic Exchange Specification 又は IGS)、OBJ (Object file format)、STEP (Standard for the Exchange of Product Data 又は STP) 又は STL (Stereo Lithography) 形式のファイルを使用することができます。

別紙第 6 号書式の裏面の記載方法の第 6 号ニ目 1) の [例] 外の部分及び同目 2) の [例] 外の部分中「第 36 条第 2 項」をそれぞれ「第 36 条第 1 項」に改める。

別紙第7号書式の裏面の記載方法の第7号ニ目1)の〔例〕外の部分及び同目2)の〔例〕外の部分中「第36条第2項」をそれぞれ「第36条第1項」に改める。

別紙第8号書式の裏面の記載方法の第9号ニ目1)の〔例〕外の部分及び同目2)の〔例〕外の部分中「第36条第2項」をそれぞれ「第36条第1項」にし、同号ト目を次のようにする。

ト. 図面を3次元モデリング (Modeling) ファイルの形式で提出する場合には IGES (Initial Graphic Exchange Specification 又は IGS)、OBJ (Object file format)、STEP (Standard for the Exchange of Product Data 又は STP) 又は STL (Stereo Lithography) 形式のファイルを使用することができます。また、複数で提出する場合には全てのデザインを3次元モデリングファイルの形式で提出しなければなりません。

## 附 則

第1条 (施行日) この規則は、2023年12月21日から施行する。ただし、第68条第3項の改正規定は2024年2月1日から施行する。

第2条 (書式に関する経過措置) この規則の施行前にデザイン登録出願した場合としてこの規則の施行後、補正や手続きの補完を行う場合には、別紙第2号書式の改正規定にもかかわらず、従前の別紙第2号書式に従う。

## 改正理由及び主要内容

デザイン権利者の権利保護を強化するためにデザイン登録の要件と関連して新規性喪失の例外に対する主張及び書類提出の時期を定めた手続的条項を削除する等の内容の「デザイン保護法」の改正 (法律第19494号、2023年6月20日公布、12月21日施行) に合わせて関連する条文を見直す一方、デザイン登録出願を行う場合、従前に比べて技術的な安定性と互換性が改善した3Dファイルの形式で提出するように改め、出願人の利便性を向上するために図面の識別項目表示を簡素化する等、現行の制度を行う上で現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<特許庁提供>



産業通商資源部令第 536 号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023 年 12 月 21 日

産業通商資源部長官

### 特許法施行規則の一部改正令

特許庁施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第 9 号書式の裏面の記載要領の第 8 号イ目(4)の[例]を次のようにする。

[例] 【補正する事項】

【補正対象項目】 発明者

【補正方法】 訂正、追加

【補正内容】

【発明者】

【氏名のハングル表記】 홍길동

【氏名のアルファベット表記】 HONG, Gil Dong

【住民登録番号】 720921-1234561

【郵便番号】 06133

【住所】 ソウル特別市江南区テヘラン路 131

【発明者】

【氏名のハングル表記】 장영실

【氏名のアルファベット表記】 JANG, Young Sil

【住民登録番号】 650123-1234123

【郵便番号】 06133

【住所】 ソウル特別市江南区テヘラン路 131

別紙第 13 号書式の裏面の記載要領外の部分の第 1 号表の告知例外適用対象の証明書類に関する規定欄の中「第 36 条第 2 項」を「第 36 条第 1 項」に改める。

別紙第 14 号書式の裏面の記載要領の第 10 号イ目の表中の国家研究開発事業欄を次のように改める。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」に基づく国家研究開発事業の結果により獲得した	「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条第 5 項
----------	-----------------------------------	----------------------------

	発明を出願する場合	
--	-----------	--

別紙第 14 号書式の裏面の記載要領の第 10 号ト目(1)中「【研究課題名】、【寄与率】」を「【研究課題名】」にし、同目(2)を次のように改める。

(2) この発明を支援した国家研究開発事業の情報を次の例のように書きます。【課題固有番号】欄には国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から付与される課題固有番号を書きます。【課題番号】欄には課題管理 (専門) 機関から課題別に付与される細部課題番号を書きます。【部署名】欄には当該の研究開発事業の課題を支援した中央行政機関の名称を書きます。【課題管理 (専門) 機関名】欄には当該の研究開発事業の課題及び成果情報を登録・管理する機関の名称を書きます。【研究事業名】欄には研究課題が含まれた上位研究事業名 (明確でない場合は研究課題計画書に記載した上位研究事業名) を書きます。【研究課題名】欄には各部署又は課題管理 (専門) 機関で管理している細部課題単位の研究課題名を書きます。【課題遂行機関名】欄には研究課題を主管して遂行する機関の名称を書きます。【研究期間】欄には該当課題の該当年度の研究期間を書きます。

※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項

- (1) 「国家研究開発事業」とは中央行政機関が法令に基づき研究開発のために予算又は基金で支援する事業のことです (「国家研究開発革新法」第 2 条第 1 号)。したがって、この発明を支援した国家研究開発事業が中央行政機関から法令に基づき研究開発費の全部又は一部を予算又は基金で支援を受けた場合には、研究開発成果として出願書に国家研究開発事業の情報を書かなければなりません (「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条第 5 項)。また、この発明を支援した課題が 2 件以上の場合には、該当の課題を全て書かなければなりません。
- (2) 国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から課題固有番号を付与される前の場合には、【課題固有番号】欄に「未付与」と書くことができます。ただし、課題固有番号を付与された以降は出願書等の補正を行い、必ず課題固有番号を書かなければなりません。

[例] 【その他事項】

【この発明を支援した国家研究開発事業】

【課題固有番号】 ○○○○○○○○

【課題番号】 ○○○○○○○○

【部署名】 農村振興庁

【課題管理（専門）機関名】農村振興庁

【研究事業名】バイオ人工臓器生産技術開発

【研究課題名】形質転換した複製無菌豚の生産効率性を高めるための補助技術開発

【課題遂行機関名】韓国大学

【研究期間】2018. 4. 1. ～2019. 3. 31.

【この発明を支援した国家研究開発事業】

【課題固有番号】○○○○○○○○○

【課題番号】○○○○○○○○○

【部署名】科学技術情報通信部

【課題管理（専門）機関名】韓国研究財団

【研究事業名】21C フロンティア研究開発事業

【研究課題名】糖タンパク質と糖脂質の末端における糖鎖変化に基礎する肝臓がんバイオマーカーの検出による臨床応用研究

【課題遂行機関名】韓国大学

【研究期間】2018. 2. 1. ～2019. 1. 31.

別紙第 15 条書式の裏面の記載要領の第 2 号イ目 (2) を次のようにする。

(2) 【技術分野】欄には特許（実用新案登録）を希望する発明（考案）の技術分野について明確かつ簡潔に書きます。また、必要な場合には研究開発費の支援を受けた出所に関する情報〔承認（acknowledgement）〕について書くことができます。

【例】【技術分野】

【0001】本発明は…するための…に関する……。

※研究開発費の支援の出所に関する情報を記載する際の注意事項

研究開発費の支援の出所に関する情報は【技術分野】欄に記載することを推奨し、次の例 1, 2, 3 のように資金の出所（funding source）を区分して書くことができます。一方、研究開発費の支援の出所に関する情報は必須の記載事項ではないため出願人の選択によって作成しなくてもよいが、作成する場合には出願人の責任の下、正確な内容を書かなければなりません。

【例 1】政府から全ての研究開発費の支援を受けた国家研究開発課題の場合

【技術分野】

【0002】本発明（考案）は科学技術情報通信部（部署名）の支援を受けて行われた研究である（課題番号○○○○）。

【例 2】政府及びその他の機関（企業等）からそれぞれ研究開発費の一部の支援を受け

た国家研究開発課題の場合

【技術分野】

【0002】本発明（考案）は科学技術情報通信部（部署名）の支援の一部を受けて行われた研究である（課題番号〇〇〇〇）。

【0003】また、本発明（考案）は〇〇電子〇〇センター（機関/企業名）の支援を追加で受けて行われた研究である（課題番号〇〇〇〇）。

[例 3] 政府外の機関（企業等）から研究開発費の支援を受けた場合（国家研究開発課題でない場合）

【技術分野】

【0002】本発明（考案）は〇〇電子〇〇センター（機関/企業名）の支援を受けて行われた研究である（課題番号〇〇〇〇）。

別紙第 22 号書式の表面を別紙と同じく改め、同書式の裏面の記載要領外の部分の第 1 号表の優先審査申請に関連する規定欄の中「『商標法の施行令』第 12 条」を「『商標法の施行規則』の第 49 条」にし、同号参考の二目中「特許請求範囲（実用新案登録請求範囲）」を「請求範囲」にし、同面の記載要領の第 5 号ロ目を削除し、同記載要領の第 6 号イ目中「特許請求範囲」を「請求範囲」に改める。

別紙第 57 号書式の裏面の記載要領の第 10 号イ目の表中、国家研究開発事業欄を次のように改める。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」に基づく国家研究開発事業の結果により獲得した発明を出願する場合	「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条第 5 項
----------	--	----------------------------

別紙第 57 号書式の裏面の記載要領の第 10 号ト目を次のように改める。

ト．国家研究開発事業

- (1) 国家研究開発事業の事項の□の中に表示した場合には【その他事項】欄の次の行に【この発明を支援した国家研究開発事業】、【課題固有番号】、【課題番号】、【部署名】、【課題管理（専門）機関名】、【研究事業名】、【研究課題名】、【課題遂行機関名】及び【研究期間】欄をそれぞれ作成し書きます。
- (2) この発明を支援した国家研究開発事業の情報を次の例のように書きます。【課題固有番号】欄には国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から付与される課題固有番号を書きます。【課題番号】欄には課題管理（専門）機関から課題別に付与される細部課題番号を書きます。【部署名】欄には該当の研究開発事業の課題を

支援した中央行政機関の名称を書きます。【課題管理（専門）機関名】欄には該当の研究開発事業の課題及び成果情報を登録・管理する機関の名称を書きます。

【研究事業名】欄には研究課題が含まれた上位研究事業名（明確でない場合は研究課題計画書に記載した上位研究事業名）を書きます。【研究課題名】欄には各部署又は課題管理（専門）機関で管理する細部課題単位の研究課題名を書きます。

【課題遂行機関名】欄には研究課題を主管して行う機関の名称を書きます。【研究期間】欄には該当課題の該当年度の研究期間を書きます。

※国家研究開発事業の情報について記載する際の注意事項

- (1) 「国家研究開発事業」とは中央行政機関が法令に基づき研究開発のために予算又は基金で支援する事業のことです（「国家研究開発革新法」第2条第1号）。したがって、この発明を支援した国家研究開発事業が中央行政機関から法令に基づき研究開発費の全部又は一部を予算又は基金で支援を受けた場合には研究開発成果として出願書等に国家研究開発事業の情報を書かなければなりません（「国家研究開発革新法の施行令」第32条第5項）。また、この発明を支援した課題が2件以上の場合には該当の課題を全て書かなければなりません。
- (2) 国家科学技術知識情報サービス（NTIS）から課題固有番号を付与される前の場合には【課題固有番号】欄に「未付与」と書くことができます。ただし、課題固有番号を付与された以降は出願書等の補正を行い、必ず課題固有番号を書かなければなりません。

[例] 【その他事項】

【この発明を支援した国家研究開発事業】

【課題固有番号】 ○○○○○○○○

【課題番号】 ○○○○○○○○

【部署名】 農村振興庁

【課題管理（専門）機関名】 農村振興庁

【研究事業名】 バイオ人工臓器生産技術開発

【研究課題名】 形質転換した複製無菌豚の生産効率性を高めるための補助技術開発

【課題遂行機関名】 韓国大学

【研究期間】 2018. 4. 1. ～2019. 3. 31.

【この発明を支援した国家研究開発事業】

【課題固有番号】 ○○○○○○○○  
【課題番号】 ○○○○○○○○  
【部署名】 科学技術情報通信部  
【課題管理（専門）機関名】 韓国研究財団  
【研究事業名】 21C フロンティア研究開発事業  
【研究課題名】 糖タンパク質と糖脂質の末端における糖鎖変化に基  
礎する肝臓がんバイオマーカーの検出による臨床応用研究  
【課題遂行機関名】 韓国大学  
【研究期間】 2018. 2. 1. ～2019. 1. 31.

## 附 則

この規則は、2024年1月1日から施行する。ただし、別紙第13条書式の改正規定は2023年12月21日から施行する。

■特許法施行規則 [別紙第22号書式]

特許路 (www.patent.go.kr) にて電子提出が可能です。

### 審査請求書・優先審査申請書

(表面)

【区分】  審査請求  優先審査請求

【提出者】

【氏名（名称）】

【特許顧客番号】

【事件との関係】  出願人  国際出願人  第3者

【代理人】

【氏名（名称）】

【代理人番号】

（【包括委任登録番号】）

【事件の表示】

【出願番号（国際登録番号）】

（【デザインの一連番号】）

【発明（考案）の名称 [デザインの対象となる物品、商品類]】

【その他事項】  審査猶予申請

（【猶予希望時点】 審査請求日後24か月が経過した時から（ ）か月）

【審査請求料納付の猶予】 必要 不要

上記のとおり特許庁長に提出します。

提出者（代理人）

（氏名又は印）

【手数料】（記載要領第6号を参照）

【手数料の自動納付番号】

【審査請求料】 項 ウォン

【優先審査申請料】 ウォン

【添付書類】 法令で定めた書類各1通（記載要領第8号を参照）

#### 改正理由及び主要内容

出願人が特許出願書に国家研究開発事業と関連する情報を正確に記載できるよう特許出願書の書式を見直し、出願人の選択によって研究開発費の支援を受けた出所に関する情報を表記できるよう明細書の書式を見直し、特許出願の優先審査が至急な分野の支援を強化するために緊急に処理する必要性が低くなった場合を優先審査対象から除外するし、これを優先審査の関連書式に反映する等、現行の制度を行う上で現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

< 産業通商資源部提供 >

1-11 【公布】 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 537 号）

電子官報（2023.12.21.）

産業通商資源部令第 537 号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023 年 12 月 21 日

産業通商資源部長官

#### 実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第 1 号書式の裏面の記載要領の第 3 号ハ目 (4) 中、「限定治産者又は禁治産者が」を「被限定後見人又は被成年後見人が」にし、同記載要領の第 10 号 1 目の表中、国家研究開発事業欄を次のように改める。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」に基づく国家研究開発事業の結果により獲得した考案を実用新案登録出願する場合	「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条第 5 項
----------	--	----------------------------

別表第 1 号書式の裏面の記載要領の第 10 号ト目 (1) 中、「【研究課題名】、【寄与率】」を「【研究課題名】」にし、同日 (2) の [例] 外の部分を次のようにし、同日 (2) の [例] 中「【寄与率】 1/2」をそれぞれ削除する。

(2) この考案を支援した国家研究開発事業の情報を次のように書きます。【課題固有番号】欄には国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から付与される課題固有番号を書きます。【課題番号】欄には課題管理 (専門) 機関から課題別に付与される細部課題番号を書きます。【部署名】欄には当該の研究開発事業の課題を支援した中央行政機関の名称を書きます。【課題管理 (専門) 機関名】欄には当該の研究開発事業の課題及び成果情報を登録・管理する機関の名称を書きます。【研究事業名】欄には研究課題が含まれた上位研究事業名 (明確でない場合は研究課題計画書に記載した上位研究事業名) を書きます。【研究課題名】欄には各部署又は課題管理 (専門) 機関で管理している細部課題単位の研究課題名を書きます。【課題遂行機関名】欄には研究課題を主管して遂行する機関の名称を書きます。【研究期間】欄には該当課題の該当年度の研究期間を書きます。

※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項

- (1) 「国家研究開発事業」とは中央行政機関が法令に基づき研究開発のために予算又は基金で支援する事業のことです (「国家研究開発革新法」第 2 条第 1 号)。したがって、この考案を支援した国家研究開発事業が中央行政機関から法令に基づき研究開発費の全部又は一部を予算又は基金で支援を受けた場合には、研究開発成果として出願書に国家研究開発事業の情報を書かなければなりません (「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条第 5 項)。また、この考案を支援した課題が 2 件以上の場合には、該当の課題を全て書かなければなりません。
- (2) 国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から課題固有番号を付与される前の場合には、【課題固有番号】欄に「未付与」と書くことができます。ただし、課題固有番号を付与された以降は出願書等の補正を行い、必ず課題固有番号を書かなければ



なりません。

## 附 則

この規則は、2024年1月1日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

出願人が実用新案登録出願書に国家研究開発事業と関連する情報を正確に記載できるよう実用新案登録出願書書式の記載項目及び記載要領等を見直す目的である。

<産業通商資源部提供>

#### 関係機関の動き

##### 2-1 AI など最新技術を採用した「デジタル特許審判システム」をオープン

韓国特許庁（2023. 12. 18.）

審判請求のオンラインサービスや審判の方式業務の改善を図る

韓国特許庁は12月18日月曜日から人工知能（AI）など最新技術を採用した「デジタル特許審判システム」をオープンすると発表した。

システムのオープンにより、①オンライン上※の特許審判の請求が容易となり、②特許審判の行政にAIを採用することで迅速かつ正確な業務をサポートできると期待される。

※特許路：大衆向け電子出願サービス（[patent.go.kr](http://patent.go.kr)）

特許庁は、デジタル時代に合わせて審判システムを構築するために3年間（2023年～2025年）、デジタル特許審判システムの構築※を進めている。今年は大衆向けサービスおよび審判方式の高度化を図った。

※大衆向けサービスの高度化、審判方式の高度化、審判の審理支援の強化、審判の基盤サービスの強化の4つの分野を改善

#### 【特許審判請求のオンラインサービスを改善】

特許路および書式作成機（電子出願ソフトウェア）上の特許審判の請求サービスを改善し

て誰もが簡単かつ正確に特許審判の請求ができる。

- ① 書類を作成する際に起こり得る入力ミスを事前に予防するために、特許庁のデータベースと連携して特許顧客番号など必須記入項目が自動的に入力される。また、書類の提出前に記載ミスなどがあるかどうかをシステムがチェックしてユーザーに報告する。これにより、書類形式要件の不適切による補正手続きなどが最小限になるとみられる。
- ② 立証書類を提出する際に、手動入力であった書証符号（例：甲第1号証）が自動入力に変更し、時代の流れに合わせて大容量のマルチメディア形式の立証書類も提出できるように改善するなど、ユーザーの利便性を強化する。
- ③ オンライン上の受信ができなかった郵便送達書類と 100MB 以上の大容量ファイルが「特許路」上で閲覧できる。

#### 【AI を採用して審判の方式業務を自動化】

審判の方式業務に AI を採用して特許行政サービスのイノベーションを図る。

審判の方式業務は、提出された 171 種類の審判書類の形式に不備があるかどうかを確認する業務だが、画像形式で提出される添付書類の場合、電算システムでは認識が不可能であったため方式審査官が視認する作業を行っている。

これを改善するため、特許庁は添付書類の画像から方式審査に必要な情報を自動で認識し抽出するために AI および OCR※技術を採用して方式審査の自動化を図る。

※OCR (Optical Character Recognition) : 手書きや印刷された文字を認識して文字データに変換する技術

自動化が審判方式の業務量の軽減につながり、今後は出願および登録分野の方式業務にも採用できると期待される。

特許庁の産業財産情報局長は「デジタル特許審判システムのオープン化は、AI など主要な先端技術を特許庁内部のシステムに採用して特許行政サービスの品質を一段と高めるきっかけになると思う。今後のユーザーの利便性向上にもつながると期待される」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「第1回特許基盤研究開発 (IP-R&D) カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2023. 12. 18.)

## 国家戦略技術における IP-R&D の活用法や特許ビッグデータの分析事例を共有

### < IP-R&D の事例 >

# 先端素材研究機関の A 院は、炭素素材分野の研究課題を発掘するため特許ビッグデータの活用を進めている。炭素素材分野の特許動向と競争力を分析し、特許の観点から重点分野の有望技術を分析して研究課題を定めた。

# 半導体製造装置メーカーの B 社は、日本、米国、中国など海外の主なライバル会社が保有する特許について調査を行い、これを基に保有技術を補完・改善したことで新しい IP を創出し新しい装備開発に成功した。

韓国特許庁は 12 月 18 日月曜日、EL タワー（ソウル市瑞草区所在）にて「第 1 回特許基盤研究開発（IP-R&D）カンファレンス」を開くと発表した。カンファレンスは、R&D の効率化に向けた特許ビッグデータの活用方法と事例を共有して IP-R&D の民間分野への拡大を図る韓国初の開催となる。

※特許基盤研究開発（IP-R&D）：5 億 3 千万件の特許ビッグデータを R&D に活用することで二重投資を防ぎ、R&D の効率性を高める方法

カンファレンスには、イ・インシル特許庁長、イ・ジェウ韓国特許戦略開発院長、ミン・ビョンジュ韓国産業技術振興院長、キム・ヨンシン中小企業技術情報新興院長、カン・ビョンサム研究開発特区財団理事長、キム・ヨンジュ IP-R&D 協議会の新任会長をはじめ、IP-R&D に関心のある産学研関係者など、約 300 人が参加する。

基調演説を行うサムスン電子ジョン・ウンスン顧問は、知財権を活用して半導体の技術開発戦略を立てる経験を共有し、IP-R&D の重要性を喚起する。

各セッションでは、各界の専門家から▲国家戦略技術分野における IP 政策、▲特許データベース分析の方法、▲AI、炭素素材、都心型航空交通などさまざまな分野における特許ビッグデータ分析の結果について発表され、R&D のための特許ビッグデータの活用事例を共有する。

12 大国家戦略技術別の特許動向、特許調査・分析の種類、IP-R&D の優先支援分野をまとめた「国家戦略技術に関する特許基盤研究開発（IP-R&D）のガイドライン」を配布する。

※国家戦略技術育成法に IP-R&D（知財権の戦略的調査・分析）の法的根拠を反映（2023 年 3 月制定）

民間分野での IP-R&D を活性化するために、「IP-R&D 協議会」の新任会長団の委嘱、IP

ーR&Dにより成果を上げた優秀機関などへの授賞も行われる。

※IP-R&Dの優秀機関(9)、優秀産業財産権診断機関(4)、保有特許の優秀管理機関(2)の計15点

特許庁長は「5億3,000万件の特許ビッグデータは、研究開発の最新動向を容易に把握し試行錯誤を減らすことができるR&Dの効率化に向けた手段である」とし、「今回のカンファレンスがIP-R&Dの重要性に対する認識を高めて、R&D全般に特許ビッグデータの活用を広げるきっかけになってほしい」と述べた。

### 2-3 審査官の力量強化に向けクイーン・メアリー（ロンドン大学）とIP教育の協力分野のMOUを締結

韓国特許庁（2023.12.18.）

両機関の経験共有、知財教育・訓練カリキュラムの運営など協力を深める

韓国特許庁は12月18日月曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にてロンドン大学クイーン・メアリー校（Queen Mary University of London）のイオアニス・コッコリス（Ioannis Kokkoris）商法研究センター長と懇談会を開き、両機関の知財教育分野の協力方策について話し合った。また、両機関の長は「教育訓練および人材交流の協力に関するMOU」に署名した。

ロンドン大学クイーン・メアリー校は1887年に開校され、長い歴史を持つ大学であり、知的財産法を教える法科大学は、イギリスの中で上位に入る大学として優秀な教授陣と教育カリキュラムを有する。

MOUには、クイーン・メアリー校による特許庁職員向け研究コース、知的財産に関するカンファレンスおよび発表会などへの協力、両機関の円滑な協力を進める担当官の指定などの内容が盛り込まれている。今回のMOU締結により、知財権の教育・訓練分野で両機関の協力をさらに深め、知財分野の専門人材の育成に関する経験やノウハウが活発に共有されると思われる。

特許庁長は「ロンドン大学クイーン・メアリー校は、知財法の教育・訓練に関して豊富な経験と専門性を有する機関である」とし、「今回のMOU締結により、両機関が知財分野の教育・訓練の経験を共有し、クイーン・メアリー校の優れた教育カリキュラムを通じて特許庁職員の力量が強化され、高品質の審査サービスを提供する土台になってほしい」と述べた。

## 2-4 LG 人工知能研究院と共同で構築した世界初「特許専用の大規模言語モデル」を公開する

韓国特許庁（2023. 12. 21.）

特許専用の言語モデルを基盤に来年から AI 審査システムの開発に取り組む

韓国特許庁は LG 人工知能（AI）研究院と 12 月 21 日木曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にて AI 開発に関する両機関による協力の成果を発表する。

発表会にはイ・インシル特許庁長、ペ・キョンフン LG 人工知能研究院長をはじめ 13 人が参加し、今年両機関が協力して世界で初めて構築した特許専用の大規模言語モデルを公開する。

### 【特許庁、LG 人工知能研究院と共同で特許分野に特化した大規模言語モデルを開発】

特許庁は特許行政サービスのイノベーションを図るために今年 7 月 14 日、LG 人工知能研究院と AI 技術の特許行政に採用する内容の業務協約を締結し、その第一の協力課題として特許専用の大規模言語モデルを構築してきた。

この言語モデルは、LG 人工知能研究院が保有している大規模 AI モデルの「EXAONE」に特許庁が保有する特許公報など特許行政と関連する 7 種の情報※（1. 78TB）を学習させたものである。また、特許庁のシステム環境や活用目的などを踏まえて 88 億パラメーター※の規模で構築され、2 回にわたる学習過程を経て精度を高めた。

※7 種の情報：韓国語/英語版の特許公報、通知書、機械翻訳・CPC 分類・機械読解の情報、相談事例集

※パラメーター：コンピュータープログラムに対し処理を指示する際に与えられる値などのこと

性能評価の結果、文章の要約、翻訳など全体の評価対象の業務において平均以上の結果が得られ、分野別に改良を重ねれば、さらに高い精度が期待できる。

### 【特許専用の言語モデルを基盤に来年から AI 審査システムの開発に取り組む】

特許庁は今回構築した特許専用の言語モデルを基盤に来年から特許検索、分類など審査業務のイノベーションを図るために研究開発に取り組む。

今回の発表会では、両機関が今後の AI 審査システムの開発に向けて協力する内容について話し合う。

特許庁長は「AI 分野で強みを持つ LG 人工知能研究院と緊密に協力することで特許専用の AI モデルを開発できたことを嬉しく思う」とし、「今後も特許行政分野に先端技術を積極的に採用することで特許システムの発展をリードしていきたい」と述べた。

LG 人工知能研究院長は「特許庁が保有する特許文献を基に学習した EXAONE が特許業務の生産性を大きく高め、今回の成果を韓国の AI 産業の発展につなげていきたい」とし、「今後も特許庁と緊密に協力して専門分野での AI 活用で世界をリードしていく」と述べた。

## 2-5 2024 年度の特許庁予算、7,017 億ウォン国会で議決され

韓国特許庁 (2023. 12. 22.)

知財権支援による企業の輸出力強化、AI 活用の審査・評価システム構築、国家コア技術など知財権保護機能の強化、知財教育への投資拡大

韓国特許庁は 21 日、国会の本会議での議決により 2024 年度の予算が 2023 年度に比べ 5.1% (373 億ウォン) 減少した 7,017 億ウォンと確定したと発表した。

※特許庁の予算：(2023 年度) 7,390 億ウォン→(2024 年度) 7,017 億ウォン (△373 億ウォン)

来年度の予算は一般会計転出金が減少※ (△371 億ウォン) したため、今年度の全体の予算規模よりは縮小したが、知的財産の保護・創出・活用などに投資する主要事業費は今年度より 29 億ウォン増加※※した 3,647 億ウォンと拡大編成した。

※一般会計転出金：(2023 年度) 1,525 億ウォン→(2024 年度) 1,154 億ウォン (△371 億ウォン)

※※主要事業費：(2023 年度) 3,618 億ウォン→(2024 年度) 3,647 億ウォン (+29 億ウォン)

### 【知的財産を支援して韓国企業の輸出力を強化する】

優れた知的財産権を保有する中小企業の輸出を支援するために、海外で発生した知財権をめぐる紛争に対応し手厚く支援する海外知識財産センター※ (IP-DESK) のサービスを拡大・改編し、地域別に有望な中小企業を対象に知財権に関わる総合的な支援サービスを拡大※※する。

※海外知識財産センター：（2023年度）33億ウォン、11か国支援→（2024年度）54億ウォン、40か国支援（+21億ウォン、+29か国）

※※IP基盤の海外進出支援：（2023年度）117億ウォン、673社→（2024年度）140億ウォン、808社（+23億ウォン、+135社）

#### 【人工知能（AI）を活用した知的財産の審査・評価システムのイノベーションを図る】

特許庁の本来の機能である審査・審判業務を効率よく行うためにAIを活用した特許検索・分類サービスのモデルを研究※し、知的財産市場の公正な取引の秩序確立のためにIP取引・移転用の価値評価システムを設ける※※。

※AI基盤の特許行政の改革：（2023年度）19億ウォン→（2024年度）20億ウォン

※※知的財産活用・拡散のインフラ構築：（2024年度）9億ウォン（新規）

#### 【国家コア技術など知的財産保護の機能を高める】

国家コア技術・防衛産業技術など経済安全保障に関わる特許出願を把握・管理する予算を増額編成※し、営業秘密保護の相談対象も国家戦略技術の研究開発（R&D）を行う機関にまで拡大※※する。知的財産紛争の迅速な解決を支援する産業財産権紛争調停委員会の運営予算も拡大※※※する。

※国家コア技術の特許管理システム：（2023年度）23億ウォン→（2024年度）34億ウォン

※※営業秘密保護の相談：（2023年度）25億ウォン→（2024年度）32億ウォン

※※※紛争調停委員会の運営：（2023年度）3億ウォン→（2024年度）6億ウォン

#### 【未来人材育成に向けた知的財産教育への投資を拡大する】

知的財産融合専攻・学位課程を運営する重点大学を全国に拡大※（6校→9校）し、中圏の地域発明教育の軸となる広域発明教育支援センターの建設に使う工事費を編成※※した。

※知識財産専門人材育成の重点大学：（2023年度）44億ウォン、6校→（2024年度）66億ウォン、9校（+22億ウォン、+3校）

※※広域発明教育支援センター：（2023年）6億ウォン（設計費）→（2024年度）10億ウォン（1年間の工事費、3か年工事費47億ウォン）

特許庁は2024年度の予算が国会で議決され確定したことによって迅速な予算執行を行うよう事業計画の策定などを徹底していく。

## 2-6 韓国特許庁、健康食品分野での知財権の虚偽表示 503 件を摘発

韓国特許庁 (2023. 12. 27.)

消滅した知財権を有効な権利として表示したケースが最多 (85.5%)

韓国特許庁は 27 日、健康に対する意識が高まるにつれ、健康機能食品への需要が増加※しつつあることから、健康食品分野の全般にかけて知的財産権の虚偽表示の集中取り締まり (2023 年 8 月 11 日～9 月 20 日) を行い、503 件を摘発したと発表した。

※2022 年の韓国国内の健康機能食品の市場規模は 6 兆ウォンを超え、2019 年の約 4 兆 8,000 億ウォンから 4 年で 25%増加 (韓国健康機能食品協会、「ひと目でわかる 2022 健康機能食品の市場」、2022)

健康機能食品は国民の健康・安全と深く関わっているだけに、今回の取り締まりでは、EC サイト※で販売されている健康機能食品だけではなく、健康補助食品と一般食品に分類される加工食品まで健康食品分野の全般に調査対象を広げた。調査結果、22 点の製品から 503 件の知財権の虚偽表示を摘発した。

※11 番街、G マーケット、ネイバースマートストア、オークション、ウィメプ、インターパーク、クーポン、ティーモン、SSG、ロッテオン

### < 調査対象の類型と販売されている製品の例 >

区分	概念および例
健康機能食品	人体に有用な機能性を持つ原料や成分を使って製造・加工した食品として食品医薬品安全処の認定を受けて国民の健康増進に役立つ食品 (例: 乳酸菌 (カプセル))
健康補助食品	補助的な役割をする名称として法律で定める健康機能食品ではない (例: かぼちゃ汁 (エキス))
その他加工食品	嗜好食品として一般食品に分類され、法律で定める健康機能食品ではない (例: グルタチオン (フィルム)、プロバイオティクス (顆粒))

摘発された虚偽表示の類型をみると、▲権利消滅後にも有効な権利として表示したケース 430 件、▲特許番号の記載ミス 32 件、▲登録拒絶された権利を表示したケース 19 件、▲出願中の特許権などを登録済みと表示したケース 7 件、▲その他 15 件 (知財権の名称の記載ミスなど) であり、販売者が消滅した権利を継続して表示する手法で知財権を虚偽に表示するケースが最も多いことがわかった。



摘発された製品の種類をみると、▲紅参エキス製品 115 件、▲乳酸菌製品 74 件、▲白首烏製品 57 件、▲レシチン製品 53 件、▲β-グルカン製品 46 件、▲その他（鹿茸、エキスなど）158 件であり、さまざまな種類の健康食品に知財権の虚偽表示があったことがわかった。

特許庁は摘発した製品に対し、EC サイトの事業者と協力して販売者に対して知財権の虚偽表示に当たることや正しい表示方法を通知し、修正・削除などの是正措置を行った。

特許庁の産業財産保護協力局長は「健康機能食品は国民の健康・安全に深く関わる品目として、消費者保護のために調査対象を健康機能食品に絞らず健康食品の全般に広げて調査を行った」とし、「今後も国民安全に関わる品目、虚偽表示が頻繁に発生する品目に対する調査を徹底し、知財権が虚偽表示されることを事前に防ぐための啓発活動を広げていく」と述べた。

特許庁は今年 1 年間、消費者の被害防止のために国民の関心が高い学習用品、健康食品分野などを対象に約 4 万件のインターネット上の掲載を調査し、そのうち 2,527 件の虚偽表示を摘発して是正措置を行った。

## 2-7 韓国特許庁、「知的財産専門人材育成の重点大学」への支援を全国に拡大

韓国特許庁（2023. 12. 28.）

2023 年に慶北大、江原大を新規指定して 6 つの圏域で教育拠点を確保

韓国特許庁は 28 日、「知的財産専門人材育成の重点大学（以下、「知的財産重点大学」とする）」への支援を拡大して 2023 年度に大学での知財融合教育が一段と成長したと発表した。

知的財産重点大学は、地域主力産業などに特化した知財融合人材を育成するための事業として大学に知財融合学位課程（学士・修士・博士）を開設し、さまざまな情報共有と知財力量の強化プログラムを運営して地元にも拡散するなど、知的財産教育の拠点として役割を行う。

特許庁は 2021 年から圏域別に知的財産重点大学を指定し、今年には慶北大学（大邱・慶北圏域）、江原大学（江原圏域）を新しく選定して全国 6 の圏域で知財教育の拠点を確保※した。

※慶尚国立大学（蔚山・慶南）、全南大学（光州・全南）、忠北大学（忠北）、忠南大学（大

田・世宗・忠南）、慶北大学（大邱・慶北）、江原大学（江原）

2023 年知的財産重点大学で行った教育には高い関心が寄せられ、190 の講座をオープンして 5,269 人の受講生が修了し、地域機関・高校対象の知的財産協を 62 回運営、業務協約を 29 件締結するなど、地域内の企業・機関などと活発な協力を通じて専門的な知的財産教育を拡散した。

来年には前年比 50%の予算を増額（44 億→66 億）して知的財産重点大学を 9 つの圏域に広げ※、従来の重点大学（6 校）の拠点役割を強化して地域の知的財産人材の育成に拍車をかける。

※釜山圏域、全北圏域、済州圏域を新規選定する予定（大学 3 校）

特許庁の産業財産政策局長は「知的財産重点大学が地域の知財教育の拠点として知財融合人材の育成の基盤になると思う」とし、「今後も特許庁は地域のバランスの取れた発展と未来産業をリードする知財融合人材の育成に向けて手厚く支援していく」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

#### 3-1 中国当局と協力して中国内で流通されている韓国アパレルブランドの模倣品約 6 千点を押収

韓国特許庁（2023.12.19.）

韓国特許庁、知財権保護に向け中国で流通される模倣品への取り締まり強化

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社（以下、「KOTRA」とする）は 19 日、中国で流通されている韓国アパレルブランドの模倣品の実態調査を行い、中国当局と協力して模倣品の保管倉庫を摘発し、6,155 点の模倣品を押収したと発表した。

【中国当局と協力して韓国(K)-アパレルブランドの模倣品を取締り…6,155 点を押収】

韓国特許庁と中国広州にある海外知識財産センター（以下、「IP-DESK※」とする）、KOTRA は、中国広東省の地域でかばん・衣類・サングラスなど韓国ブランドの模倣品が流通されていることを把握し、今年 4 月から 10 月まで広東省地域で韓国アパレルブランドの模倣品の実態調査を行った。

※11 か国 17 か所：中国（6 か所）、米国（2 か所）、日本、ドイツ、ロシア、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、インド、メキシコなど各国 1 か所

中国広州の公安局は、韓国特許庁・KOTRA による実態調査の結果を基に 10 月 26 日木曜日、模倣品の保管倉庫 1 か所に対して取り締まりを行い、韓国アパレルブランド 2 社の模倣品 6,155 点を押収（真正品の推定価格、約 5.2 億ウォン）した。

また、広東省所在の卸売市場（19 か所）、EC プラットフォーム（12 社）を通じて韓国ブランドの模倣品の流通疑いのある店舗・出店事業者から 114 種類の製品を取締り対象のサンプルとして購入し調査・分析を行ったところ、このうち 65 種類が模倣品の製品であることがわかった。

**【中国内で韓国アパレルブランドによる商標登録の割合が低い…積極的に商標登録を受ける必要がある】**

模倣品の疑いのあるサンプル 114 種類（韓国ブランド 74 件）の製品に対して中国内での商標登録の有無を調べたところ、全体ブランドの半分（37 件）は中国で商標登録を受けていないことがわかった。

また、模倣品として判別された 65 種類（韓国ブランド 34 件）の製品に対して中国内での商標登録の有無を調べたところ、全体ブランドの 71%（24 件）は商標登録を受けている一方、残りの 29%（10 件）のブランドは登録を受けていないことがわかった。

中国で商標登録を受けていない場合、模倣品が生産・流通されても取締りが難しいため、中国に進出する企業は積極的に商標登録を受ける必要がある。

**【「韓国(K)-ブランドの模倣品に対する官民共同対応の協議会」を通じて模倣品による被害への対応支援を強化】**

特許庁は「韓国(K)-ブランドの模倣品に対する官民共同対応の協議会」を通じて、海外で模倣品による被害が頻発する業種への支援を強化する。今年 11 月に発足した「韓国(K)-ブランドの模倣品に対する官民共同対応の協議会」には、韓国食品産業協会、大韓化粧品協会、韓国ファッション産業協会、韓国フランチャイズ産業協会、韓国音楽コンテンツ協会など 5 つの団体が参加しており、海外で模倣品の被害が頻発する業種を対象に協議会による支援を拡大していく。

特許庁長は「海外で起こる知財権侵害は、韓国産製品に対するイメージダウンはもちろん、韓国企業の輸出縮小のリスクをもたらしかねない」とし、「特許庁は KOTRA、在外公館、

現地政府と協力して韓国企業の輸出拡大と現地消費者の被害防止に向けて海外での模倣品被害への対応支援を強化していく」と述べた。

### 3-2 技術・商標警察による捜査範囲が拡大…不正競争行為と実用新案権の侵害までを捜査する

韓国特許庁（2023.12.21.）

「司法警察職務法」改正案が成立（12月20日）、知財権保護強化への貢献が期待される

#（「模倣店」など不正競争行為）最近 SNS 上で有名になった飲食店 A は、看板や雰囲気をも似せた B という店が隣で営業を始めたため苦痛している。B を A のチェーン店だと勘違いする顧客が多く売上高にも大きなダメージを受けている。これを特許庁の商標警察に通報したところ、捜査範囲ではないとの答えが返ってきた。しかし、これからは模倣店の営業など「営業主体誤認混同の行為」も特許庁の商標警察の捜査対象となる。

#（実用新案権の侵害）C 氏は特許・実用新案権の侵害を受けて特許庁に通報したが、実用新案権の侵害は特許庁の技術警察の捜査範囲には入らないため、警察庁による捜査が行われた。そのため、C 氏の権利が救済されるまで長期間を要した。しかし、これからは実用新案権の侵害も特許庁の技術警察による捜査対象となり、効率かつ迅速に権利救済を図ることができる。

※掲載のケースはいずれも説明のための架空の事例です。

韓国特許庁は、技術警察と商標警察による捜査範囲を不正競争行為と実用新案権の侵害および営業秘密の侵害行為にまで拡大する内容の「司法警察職務法」の改正案（国民の力党のイ・チョルギユ議員（2020年11月提案）、共に民主党のジョン・テホ議員（2021年12月提案）が20日、国会本会議で成立したと発表した。

#### <（参考）特許庁の技術警察・商標警察による捜査範囲の拡大について>

	現行		改正案（追加）	提案者
不正競争行為 ※「不正競争防止法」第2条 第1号各目	・商品主体誤認混同の行為（イ目） ・商標形態の模倣行為（リ目）	⇒	・営業主体誤認混同の行為（ロ目）	イ・チョルギユ
			・周知・著名表示の希釈化行為（ハ目）	
			・データ保護措置の無力化行為（ル目の4）	ジョン・テホ
産業財産権	・特許・商標・意匠		・実用新案権の侵害行為	イ・チョ

	権の侵害行為		ルギュ
営業秘密	・営業秘密の取得・使用・漏洩	・営業秘密の侵害行為の全般（営業秘密の予備・陰謀罪などを含む）	イ・チョ ルギュ ジョン・ テホ

「司法警察職務法」は、高度の専門性が求められるか、接近に制限がある空間で発生する犯罪行為など、それに関わる行政機関の方がさらに有効に対応できる犯罪に対して行政公務員に警察の権限を与える「特別司法警察制度」などを定める法律である。特許庁はこの法律に基づいて博士・弁護士・弁理士・技術士および審査・審判業務の経験を持つ専門人員からなる知的財産専門の特別司法警察である「技術警察」と「商標警察」を運営している。

これまで特許庁の技術・商標警察は、専門性を基に技術侵害事件の全体の約2割を捜査※し、毎年数十万点の模倣品を押収するなど知的財産保護に貢献している。最近では半導体のコア技術を中国に流出した組織を逮捕するなど海外への技術流出の防止にも大きく貢献している。

※検察庁が受付けた技術侵害事件のうち特許庁による捜査の割合（2022年）：特許・意匠の事件44.1%（116/263）、営業秘密の事件8.0%（42/523）

しかし、技術・商標警察による捜査範囲が不正競争行為と営業秘密の侵害罪の一部に限られており、実用新案権は含まれていないため、知的財産権を侵害した事実を把握したにも捜査ができないか警察庁による追加の捜査が必要となったため、事件処理にタイムラグが生じる問題が起こっていた。

【技術・商標警察による捜査範囲を不正競争行為と実用新案権の侵害および営業秘密の侵害行為の全般にまで拡大】

今回の「司法警察職務法」の改正は、こうした問題を改善する趣旨であり、有名な商標を営業所・広告物などに無断使用して営業主体を混同させる行為（営業主体誤認混同の行為）や有名商標を関係のない製品に無断使用して商標の価値を毀損する行為（周知・著名表示の希釈化行為）など、商標権の侵害と密接に関わっている不正競争行為に対しても特許庁の商標警察による捜査対象にする内容である。

また、技術警察による捜査範囲を実用新案権の侵害行為と「不正競争防止法」に基づき保護される情報に対する保護措置をハッキングなどで無力化する行為（情報保護措置の無

力化行為)まで拡大し、営業秘密の予備・陰謀罪など営業秘密の侵害行為の全般までを範囲に含める。

特許庁の産業財産保護協力局長は「特許庁の技術・商標警察による捜査範囲が拡大され、より有効に捜査できる環境が整ったことは非常に意義がある」とし、「捜査範囲が広がっただけにさらに強い責任感を持って知財権侵害・技術流出の犯罪を積極的に捜査し、韓国企業の被害を最小限に抑えるよう努力する」と述べた。

知財権侵害や技術流出の問題を抱える企業が個人は、特許庁の「知的財産侵害のワンストップ通報相談センター (www.ippolice.go.kr, 1666-6464)」にて技術・商標警察による捜査を依頼できる。

### 3-3 KOTRA と海外での輸出企業の知財権保護強化に向けた業務協約を締結

韓国特許庁 (2023.12.22.)

特許庁と KOTRA、輸出企業が抱える知財権問題を解消するホットラインを設ける

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社 (以下、「KOTRA」とする) は 12 月 22 日金曜日、KOTRA (ソウル市瑞草区所在) にて優れた知的財産を保有する企業の輸出を促し、海外での輸出企業の知財権保護を強化するための業務協約を締結する。

今回の業務協約は、特許庁の知的財産の創出・保護と KOTRA の輸出支援という両機関の強みを生かして韓国企業の海外進出と海外での知財権保護の強化を目的に進められた。

両機関は業務協約に基づいて①優れた知的財産を保有する企業の発掘および海外市場への進出支援、②輸出中小・中堅企業および外国人投資企業が抱える知財関連の問題解決、③輸出中小・中堅企業向け知財権保護・紛争への対応、④海外知識財産センターの運営などの分野で協力を深めていく。

①特許庁が知財基盤の研究開発 (IP-R&D) 戦略の支援などを通じて優れた知財権を確保する中小・中堅企業を KOTRA に推奨すれば、KOTRA は輸出企業向け支援事業を通じて海外でのビジネス化・投資誘致の機会※を提供する。

※海外投資誘致相談会にて支援を希望する企業を対象に投資先の発掘、個別相談の連携、通訳などを支援

②KOTRA が 84 か国に拠点を持つ 129 の海外貿易館を通じて収集した韓国企業の知財権関

連の問題を伝えれば、特許庁と韓国知識財産保護院は迅速に解決し、その結果を共有する知財権の問題解消ホットラインを構築して運営する。

＜知財権の問題解消ホットライン＞

KOTRA 海外貿易館	⇔	特許庁・韓国知識財産保護院
海外で知財権に関する相談受付		知財権の問題解決および結果共有

③KOTRA による輸出支援事業を通じて海外に進出する企業を対象に特許庁が知財権の相談・諮問、教育・発表会および知財権紛争対応に関する相談なども提供する。

④特許庁と KOTRA は 11 か国 17 か所ある KOTRA 海外貿易館の海外知識財産センター※の運営を来年から韓国知識財産保護院が担当することで合意した。KOTRA は「KOTRA ワンルーフ (One Roof) 枠組み※※」を通じて海外貿易館に知財権専門家の派遣・配置、事務スペースなどを支援して海外知識財産センターの円滑な運営をサポートする。

※海外知識財産センター (IP-DESK) : 海外に進出する韓国企業を対象に知財権に関する相談、法律諮問など海外現地での初期対応サービスを提供

※※KOTRA ワンルーフ (One Roof) 枠組み : 輸出支援機関が KOTRA 海外貿易館に職員を派遣・配置して海外貿易館の基盤インフラ・ネットワークを連携して輸出企業へのワンストップ支援を行う

特許庁長は「今回の業務協約により、両機関の協力の幅が海外知財権保護から優秀な知財権を保有する企業の海外進出への支援にまで広がる」とし、「今後も韓国企業が海外に進出する上で知財権をめぐる紛争や困難を抱えることが起こらないよう最善を尽くす」と述べた。

KOTRA 社長は「知財権は海外進出する韓国企業に欠かせない要素である」とし、「特許庁と手を組んで海外に進出する韓国企業の知財権を保護に向けて KOTRA の海外拠点インフラとネットワークを最大限活用してサポートしていく」と述べた。

3-4 韓国特許庁の技術警察、国家コア技術の海外流出防止の捜査で成果を上げ大統領賞を受賞

韓国特許庁 (2023. 12. 26.)

技術警察の捜査により技術流出犯罪、5 年累計 1,848 人を立件

韓国特許庁は、技術デザイン特別司法警察と国家情報院と協力して国家コア技術の海外流出を防ぐことで国家技術の安全保障に貢献した成果として大統領表彰を受賞したと発

表した。

**【2023年1月、国家コア技術の海外流出事犯の検挙で1,000億ウォン以上の被害を防止】**

技術警察は2022年初、中国半導体メーカーに転職した韓国の中堅企業の研究員2人に関する情報を国家情報院産業機密保護センターから受けて捜査に取り掛かり、コロナ禍による水際対策が緩和されて中国に滞在中の研究員らが一時帰国した際に空港から追跡するなどの手法で迅速に証拠を確保した。

こうした中で、半導体ウェハの加工工程に関する国家コア技術の不正流出に関わる証拠を大量確保し、デジタル・フォレンジックによる証拠分析を通じて韓国半導体大手の元・現社員、ブローカーなど共犯4人がいることがわかった。また、犯罪に関わっていた全員に対し出国禁止命令を下して中国メーカーへの復帰を防いだ。

約9か月間捜査に取り掛かり、半導体に関する国家コア技術の中国流出を図った3社※の元・現社員6人を起訴し、主犯3人に対しては事前拘束（2023年1月）した。特許庁が国家コア技術の流出を遮断した初事例であり、事前拘束令状を発行して起訴したのは初めてである。

※半導体分野の大手・中堅企業であり、3社の時価総額の合計は66兆ウォンに達する

また、技術流出犯人らが中国で事業展開を行う前に拘束したことで、追加の技術流出を防ぎその規模は1,000億ウォン以上と推計されるため大規模の経済被害を防ぐことができた。

※約1,070億ウォン=420億ウォン（研究開発費）+650億ウォン（韓国国内市場規模（6,500億ウォン）※被害企業のシェア（10%））

※※半導体ウェハの研磨剤・研磨パッドの世界市場規模：約4.3億ウォン（韓国：1兆ウォン）

**【技術犯罪の専担組織、累計1,848人を立件…来年からは捜査範囲が拡大され】**

特許庁の技術警察は、国家コア技術の海外流出を防ぎ、特許権・営業秘密・意匠権の侵害・流出犯罪を操作するため2019年3月に発足し、2021年7月に技術犯罪捜査の専担組織である「技術警察課」に拡大・改編されてから量的・質的ともに成長している。

今年6月には技術警察による技術侵害の分析および科学捜査機能の強化のため、韓国知識財産保護院傘下の「知識財産犯罪の捜査支援センター※」を発足し、11月には技術警



察課内に「捜査支援チーム」を新設した。

※知能化・高度化する技術犯罪の証拠確保および嫌疑の立証を目的にデジタル・フォレンジックを支援する

また、技術奪取の根絶や被害企業の迅速な救済のために、公正取引委員会（2023年10月）および貿易委員会（2023年11月）と業務協約を締結した。国家情報院、検察庁、警察庁など技術犯罪を取り締まる関係機関との連携も深めている。

こうした取り組みから2019年には200人にとどまっていた技術警察による刑事事件の立件数は2.5倍以上増えて2023年には515人（12月25日時点）であり、累計1,848人に達している。今年は犯罪収益24.9億ウォンを国家に帰属させる成果を上げた。

来年度からは実用新案権の侵害、データの技術的保護措置の無力化行為、営業秘密侵害の予備・陰謀罪などの全般にまで捜査範囲を広げ、技術侵害・流出の犯罪に対する捜査の抜け穴をなくしていく。

特許庁長は「技術保護という国を挙げての課題に対応してきた特許庁の取組が好評を受け受賞したのは非常に意義がある」とし、「世界で技術覇権争いが激しくなる中で韓国のコア技術も脅かされている。今後も特許庁は捜査能力を高めて韓国企業や国民の努力の賜物であるコア技術をしっかりと守るために全力を尽くす」と述べた。

※半導体分野の技術流出の摘発は5倍以上増加（国家情報院）：7件（2012年～2017年）  
≪39件（2018年～2023年11月）

褒賞式は12月22日金曜日10時、政府果川庁舎にて開かれた。

### 3-5 韓国特許庁、不正競争防止業務の有功者を褒賞

韓国特許庁（2023.12.28.）

今年最も活発な取り締まり活動を行った3つの自治体、28人の有功者に表彰を授賞する

韓国特許庁は28日、今年1年間、不正競争防止業務を行い知的財産権の保護に寄与した3つの地方自治団体および28人の有功者を選定して産業通商資源部長官および特許庁長表彰を授賞すると発表した。

受賞者は今年、模倣品取り締まりの業績、不正競争行為取り締まりの業績、そのほかの知的財産権の保護業務に寄与した業績などを総合評価して選ばれた。

団体部門では、地方自治団体の中で最も活発な取り締まり活動を行った大田広域市が産業通商資源部長官表彰を、全羅南道および全羅北道が特許庁長表彰を受賞する。

個人部門では、地方自治団体の公務員と捜査関係機関の職員 28 人が産業通商資源部長官表彰 3 点と特許庁長表彰 25 点を受賞する。

ソウル中部警察庁キム・スンホ警衛は、有名ゴルフ衣類の模倣品計 6 万点を流通・販売した被疑者を拘束し検察に送致するなど、知財権侵害犯罪者計 163 人を検挙した功労を認められ産業通商資源部長官表彰を受賞する。

ソウル特別市中区庁アン・ホンギ主務官は、模倣品計 2 万点を取り締まり、今年の春と秋の観光繁忙期に特別取締班による合同取り締まり活動を進めるなど、模倣品流通の根絶に寄与したことが評価を受け特許庁長表彰を受賞する。

特許庁長は「模倣品取り締まりなど不正競争防止のために尽力してきた各機関と担当者の功労に感謝する」とし、「今後も有功者の褒賞など、関連業務の担当者が働きがいと意欲を高めることができる環境づくりに取り組み、知財権保護の重要性に対する認識を高めて健全な商取引の秩序確立に向けて努力する」と述べた。

特許庁の商標警察は今年、212 人を検挙し、模倣品 11 万 6,793 点を押収（2023 年 11 月時点）するなどの成果を上げた。

### 3-6 韓国特許庁と警察署、ICPO から紫手配書の発行を受け…産業財産権分野では世界初

韓国特許庁（2023.12.28.）

意匠権侵害に関する新種犯罪手口を ICPO の加盟国と共有

韓国特許庁の技術デザイン特別司法警察と警察庁のインターポール国際共助担当官は 27 日、韓国国内のデザイン侵害犯罪者に対し国際刑事警察機構（以下 ICPO）から紫手配書（国際特殊手口手配書）の発行を受け、ICPO の 196 か国の加盟国と共有したと発表した。

【産業財産権分野では初めて ICPO から紫手配書を発行…新種犯罪の手口を共有】

紫手配書は ICPO が発行する 8 種類の手配書のひとつであり、加盟国間で新しい犯罪手法

を共有して国境をまたいで発生する類似の犯罪を予防する目的である。産業財産権分野で紫手配書が発行されたのは今回が世界で初めてのことである。

今回の紫手配書には、「ロス」製品の偽装販売など意匠権侵害および商品形態の模倣に関連する新種犯罪の手法などの内容が盛り込まれている。

ロス製品とは、メーカーが不良品への対応に備えて委託製造業者に超過発注した製品にタグを付けずに販売する製品のことである。当該の事件では、真正品とは違う材料で作った模倣品をロス製品とだましてほかに流通されている模倣品よりさらに高い値段で販売して利益を残した。

#### 【韓国、知的財産権保護に向け国際社会と治安を守る】

最近、国境をまたいで発生する知能化した新種犯罪が増えている中、意匠権侵害の犯罪の場合も捜査機関が犯罪の発生を認知し捜査に取り掛かることで犯罪者を摘発できる。

一国の力では国際犯罪を防ぐことが難しいため、ICPOにより紫手配書が発行されたことは、韓国が国際社会の治安を守るために積極的に協力しており、知財権保護のために刑事事件の解決にも努力していることを発信する大きな意味を持つ。

2011年から発行されている紫手配書 1,240 件のうち、韓国が申請して発行された手配書は、今回の事例を含めて麻薬 8 件、振り込め詐欺 3 件、海上拉致 3 件、特殊窃盗 1 件、銃器製造 1 件、密入国 1 件、文化財の不正搬出 1 件、産業技術流出 1 件、NFT 詐欺 1 件と計 21 件である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「特許庁は知的財産侵害の犯罪を根絶するために、専門の捜査人材と組織を構築しており、今回の ICPO による紫手配書の発行をきっかけに幅広い範囲で知財権保護に取り組む特許庁の活動を世界に知らせ、今後も ICPO と国内外の知財権侵害製品の生産・流通に関する情報共有を高めることで、知財侵害犯罪に厳重に対応していく」と述べた。

警察庁の国際協力官（インターポール国際共助担当官）は、「警察庁は国家中央事務局長の地位を持っているため、警察庁以外にも韓国の法律執行機関が ICPO の広範囲にわたるインフラやネットワークを活用できるよう支援している。今回、紫手配書の発行手続きで特許庁を支援したこともこのような環境が整っているためであり、この事例をきっかけに模倣品の生産や流通による被害が大きい企業の被害を防ぎ、模倣品に対する世界市民の

認識が改善すると期待される。今後も警察庁は ICPO、警察駐在官など警察が保有する能力で総力を挙げて国際犯罪の予防に貢献していく」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

4-1 12月21日からデザイン保護法施行規則の一部改正案が施行される

韓国特許庁（2023.12.20.）

図面の識別項目の番号体系を簡素化するなど出願人の利便性を高める

韓国特許庁は、出願人の利便性向上を柱とするデザイン保護法施行規則の一部改正案を12月21日（木曜日）から施行すると発表した。

デザイン登録を受けるためには、デザイン保護法の施行規則に則って出願書を作成し、それを特許庁に提出して審査を受けるが、出願書の記載項目と出願書に添付する図面の表現方式などがやや複雑で難しいとの指摘があった。

### 【図面の識別項目の番号体系を簡素化】

出願書に添付するデザイン図面の識別項目の番号体系を現行の2桁の表示から1桁の表示に変更して出願人の記載ミスを防ぐ。

＜デザイン図面の識別項目の番号体系の変更（例）＞

変更前	変更後
[図面 1.1]	[図面 1]
[図面 1.2]	[図面 2]
[図面 1.3]	[図面 3]

### 【3次元コンピュータモデリングのファイル形式の見直し】

図面の代わりに提出できる3次元コンピュータモデリングのファイル形式も見直す。現在、IGES、3DS、DWG、DWF、DMなど5つの形式でファイルの提出が可能になっているが、これを見直してこれまで出願人から提出が容易だとの声が多かったIGES形式は維持し、残り4つの形式に対しては、技術的な特性は同じだが高い安定性と互換性により使用頻度が高く、世界知的著作権機関の標準委員会（Committee on WIPO Standards）が推奨するSTP、STL、OBJに替えることにした。

### <3次元コンピュータモデリングのファイル形式の見直し>

変更前	変更後	
IGES	維持	IGES
3DS、DWG、DWF、3DM	代替	STP、STL、OBJ

#### 【画像デザインの「用途」欄を簡素化】

画像デザインを出願する際に必須記載項目である「画像デザインの用途」欄を従前の「デザインの説明」欄と一本化することでより簡単に出願ができるため、画像デザインの出願を促す効果が期待される。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回デザイン出願の簡素化を図ることで、国内でデザイン出願の9割以上を占める中小企業や小規模事業者が出願する際に抱える困難が大きく解消される一方、拒絶理由が通知されることも減ると思われる」とし、「今後も特許庁は顧客や現場の立場で考えてデザイン制度を作り見直していく」と述べた。

詳細については特許庁のデザイン審査政策課（電話番号：042-482-8353）で相談できる。

#### その他一般

##### 5-1 事故予防するIoT技術の特許出願件数が10年間年平均10.8%増加

韓国特許庁（2023.12.18.）

サムスン電子、LG電子など出願件数上位10位の中に韓国企業が多い

#最近、職場・家庭・学校など生活現場での安全を守るためにIoT技術が採用されている。IoT技術を利用した世界の公共安全市場の規模は2023年に4.4兆ウォン（30.5億ドル）となっていたが、年平均17.1%ずつ成長して2027年には7.6兆ウォン（57.3億ドル）に達すると見込まれる※。IoT基盤の安全管理市場をリードするための技術開発も活発になるとみられる。

※ “IoT in Public Safety Global Market Report 2023”，Business Research Company, 2023. 3.

韓国特許庁は、世界でここ10年間、モノのインターネット（IoT）技術を活用した事故予防技術の特許出願が年平均10.8%ずつ増加していると発表した。

**【世界の IoT 基盤の事故予防技術の特許出願、10 年間年平均 10.8%増加】**

五庁（IP5：日米欧中韓の5つの特許庁）に出願された IoT 基盤の事故予防技術の特許を分析したところ、2012年に1,348件にとどまっていた出願件数がここ10年間年平均10.8%ずつ増加し、2021年には3,406件に達していることがわかった。

**【類型別：産業安全分野1位（39.9%）、年平均増加率も1位（16.8%）】**

類型別にみると、産業安全分野が39.9%と最も多く、子どもケア（29.5%）、高齢者ケア（23.6%）、学校安全（11.6%）の順となっている。産業安全分野は年平均の増加率も16.8%と高くここ10年間の伸び率の4倍である。ほかの分野でも年平均7%前後の高い伸び率となっている。

これは、センターに微小な電気機械システム（MEMS）※が採用されて低コスト・小型化したセンサーが普及され、ブロードバンド IoT 通信技術の進化により高品質のサービスが実現したことによる結果だと分析できる。また、高齢化の加速化、非対面生活様式の常態化による時代の変化を経て、社会福祉分野で IoT 基盤のサービスへのニーズが高まっていることが大きく影響していると思われる。

※微小な電気機械システム（MEMS：Micro Electro Mechanical Systems）：機械的な機能と電子的な機能を統合して行うチップセット（chipset）レベルの超小型装置

**【各庁の出願動向：規模の大きい米国市場、成長する中国市場】**

五庁に出願された特許件数の割合をみると、米国が45.1%（11,076件）と最も大きく、韓国（25.7%、6,301件）、中国（17.7%、4,340件）、日本（6.7%、1,648件）となっている。ただし、年平均の増加率は中国が33.7%と最も高く、次に韓国が15.5%となっている。つまり、IoTを活用した事故予防技術の市場は、米国が最も大きい規模を持つが、中国市場の成長スピードが速いことがわかった。

**【主要出願人：サムスン電子4位、LG電子5位など、韓国の出願件数が多い】**

出願件数上位10位の中には韓国の出願人が多いことがわかった。IBM（231件）がトップ、2位フィリップス（159件）、グーグル（108件）が3位となっているが、4位サムスン電子（85件）、5位LG電子（84件）、6位韓国電子通信研究院（80件）、7位大韓民国政府（75件）など、韓国勢が強みを見せた。

特許庁のモノのインターネット審査課長は「職場・学校・家庭での安全管理の落とし穴を解決するために、IoT 基盤の事故予防技術の特許出願はさらに活発になると見込まれる」とし、「企業が優秀な特許権を迅速に確保できるよう、特許庁は高品質の審査だけでなく出願人が必要とする関連資料や統計、ガイドなどを適時に提供できるよう努力していく」と述べた。

## 5-2 半導体の生産性向上のカギとなる「自動搬送システム」の技術、韓国が特許出願増加率トップ

韓国特許庁 (2023. 12. 26.)

上位 10 社のうち 3 位 SEMES、6 位サムスン電子など韓国勢が多い

#半導体の自動搬送システム (AMHS, Automated Material Handling System) は、半導体の製造工程でウェハを積載したウェハ搬送容器 (FOUP, Front Opening Unified Pod) を自動搬送するためのシステムのことだが、ほこりと振動を最小限に抑えつつ最大のスピードでウェハ搬送容器を移送し、ボトルネックが発生することなく適時にウェハが工程装置に搬送されるようコントロールすることがそのコア技術である。

#半導体の自動搬送システムの装置としては、半導体工場の天井に設置されているレールに沿って走行する台車 (vehicle) が自動でウェハの搬送容器を持ち上げて目的地まで運搬する天井走行式搬送車 (OHT, Overhead Hoist Transport) とウェハ搬送容器が工程装置に入る前後の一時保管庫であるストッカー (stocker) が代表であり、そのほかには自動昇降装置 (lifter)、無人搬送車 (AGV, Automated Guided Vehicle) などがある。

#半導体の自動搬送システムの市場規模は※2022 年 24.7 億ドルから毎年 6.1%ずつ成長し、2028 年には 35.2 億ドルに達すると見込まれる。これを受けて半導体の自動搬送システムに関する技術開発が世界的に活発になっている。

※Industry Research, “AMHS for Semiconductor Market Insights and Overview [2023-2029]”, 2023. 08.

世界の半導体自動搬送システムの特許出願がここ 10 年 (2012 年～2021 年) で年平均 10.2% 増加している中、韓国は年平均 32.1%増加し、最も早いスピードで成長していることがわかった。

韓国特許庁が五庁 (IP5: 日米欧中韓の知的財産庁) に出願された世界の特許を分析したと

ころ、2012年は117件であった出願件数がここ10年で年平均10.2%成長し2021年には281件に達している。

#### 【国別の特許出願の動向】

国別の出願件数の増加スピードをみると、韓国は年平均32.1%と世界で最も速く、台湾が年平均17.3%伸び2位であり、日本(6.2%)、中国(6.2%)の順となっている。

同期間の出願件数をみると、日本が1,238件(67.7%)と最も多く、2位の韓国が398件(21.8%)、3位の台湾が88件(4.8%)、4位の中国が46件(2.5%)、5位のアメリカが44件(2.4%)を出願した。

#### 【技術分野別の特許出願】

技術分野別では、半導体の自動搬送システムの中で天井走行式搬送車が(OHT)60.3%(1,103件)、ストッカーが32.1%(587件)と全体出願の92.4%を占めている。年平均の増加率をみると、天井走行式搬送車は21.1%である一方、ストッカーは-9.3%と、天井走行式搬送車に関する出願が最も速いスピードで伸びていることがわかった。

#### 【主要出願人】

主要出願人をみると、日本のダイフク(608件、33.3%)の出願件数が最も多く、2位は村田機械(586件、32.1%)、3位は韓国のSEMES(248件、13.6%)、4位は台湾のTSMC(77件、4.2%)、5位は米国のブルックス・オートメーション(30件、1.6%)となっている。

そのほかに韓国出願人には、6位のサムスン電子(29件、1.6%)、7位のSYNUS Tech(26件、1.4%)、8位のSFA(19件、1.0%)など、上位10位の中に韓国勢が多い。

#### 【出願人の類型】

出願人を類型別にみると、企業による出願が全体の98.7%とほとんどを占めており、個人が1.0%、大学が0.2%、公共機関が0.1%を占めている。大規模の投資が求められる産業であることから企業が技術開発をリードしていると思われる。

特許庁の半導体製造装置審査チーム長は「自動搬送システムを半導体工程に設置するためには工程システムと生産容量など、製造のカギとなる情報を装置供給メーカーに提供



しなければならぬため、経済的な側面だけではなく情報のセキュリティーの側面でも国産化を図る必要がある」とし、「韓国企業が革新技術を開発して市場を開拓していきけるよう高品質の審査だけではなく関連する特許情報を持続的に提供していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム